

1930年代の石井菊次郎

北 川 忠 明

(山形大学名誉教授)

国際連盟総会・理事会日本代表及び駐仏大使時代の石井菊次郎(1866-1945)の軌跡を辿った前稿¹に続いて、本稿では、外務省退職後の枢密顧問官時代(1929-1945)の石井の軌跡を辿る。

イアン・ニッシュ(I.Nish)は、満洲事変以後の1930年代の石井の演説や発言は「思考が右方向へ傾斜していく様子を窺わせる」として、石井は「自国の弁護人となった」のであり、それは「どう見ても、やはり行き過ぎ」であったと評価する²。また、国際協調主義者としての石井を強調する議論³に対して、石井が白鳥敏夫たち外務省革新派と同様に、満州国を擁護し、これを承認しない国際連盟やアメリカを強く批判したことを重視する見方もある⁴。

石井が右傾化傾向を示したこと、ナショナリスト的な言辞を弄し、行き過ぎがあったこと、その根底には満蒙特殊権益論があったことはそのとおりだと思うが、他方で、石井が満洲事変から太平洋戦争期にかけて日本陸軍と外務省革新派に抵抗し続けたことも否定できないだろう。

石井の立ち位置については、リアリストでありながら、丸山眞男が言う「重臣リベラリズム」の系譜に連なる政治的にリベラルな国際協調派でもありと考えるように思われる。

丸山が捉えた「重臣リベラリズム」は、1) 立

憲主義だが自由や人権の原則に立たず、天皇に責任が及ばないことを最も配慮するので状況追随主義的である、2) 国際ファシズムに対抗して反戦ではなく国際協調主義をとる現状維持派であり、反枢軸以上に反ソの親英米派だった、3) 政党では民政党に近いが、暴動など民衆運動への反発は強い、4) イギリス中心の西欧志向型でヨーロッパ帝国主義には甘い、といった特徴を有し、代表的人物として元老の西園寺公望、内大臣の湯浅倉平、牧野伸顕、斎藤実、ほかに副島道正、吉田茂などが挙げられている⁵。

戦後の丸山は「重臣リベラリズム」の「限界」を批判して、戦後民主主義論・平和論の源流となる議論を展開する。ただし他方では、幣原喜重郎、吉田茂、そして芦田均という、「重臣リベラリズム」に属するまたは近いと思われる外交官出身の政治家が戦後日本の再建を担ったことを評価する見解もある⁶。

「重臣リベラリズム」や戦後再建を担った外交官出身の政治家の功罪という論点に関わる能力はないが、石井が「重臣リベラリズム」の系譜に近い枢密顧問官として、日本陸軍と外務省革新派主導の外交に対して、また霞ヶ関外交の基本線に沿って軍事に対する外交＝政治の従属化に抵抗し

¹ 拙稿「国際連盟外交と日仏外交における石井菊次郎」(『山形大学人文社会科学部研究年報』第15号, 2018年)。

² イアン・ニッシュ『日本の外交政策 1869-1942』(宮本盛太郎監訳, ミネルヴァ書房, 1994年), 135頁。

³ 坂本健蔵「満洲事変期における国際協調外交の模索—石井菊次郎を中心に—」(中村勝範編『満洲事変の衝撃』, 勁草書房, 1996年)。

⁴ 渡邊公太「戦間期における石井菊次郎の言説と大陸政策の論理」(『神戸法学会年報』, 第27号, 2011年)。同「石井菊次郎と満洲事変」(帝京大学文学部紀要, 日本文化学49号, 2018年)。

⁵ 丸山眞男の「重臣リベラリズム」論は、松沢弘陽・植手通有編『丸山眞男回顧談』上・下(岩波書店, 2006年)を参照。本文での整理は、清水靖久「重臣リベラリズム論の射程」(『政治思想学会会報』, 第26号, 2008年)に拠っている。なお、芦田均、清沢洌、石橋湛山たち代表的な政治的リベラリストへの批判としては、上田美和『自由主義は戦争を止められるか』(吉川弘文館, 2016年)がある。

⁶ 細谷雄一は、自由主義的思想に共鳴し、共産主義イデオロギーから距離を置いた吉田たちと丸山には「平和や国際協調の価値を信奉する点においては」認識を共有する部分があったとしつつ、冷戦激化のもと特に講和条約を巡る丸山の平和論に疑問を付し、外交官出身の国際経験豊かな吉田の方を評価する。『自主独立とは何か 後編』(新潮社, 2018年) 162頁。

続け、戦後再建を支える外務省出身の政治家に連なる水脈を守りつづけようとしたのではないか、ということは言えそうである。本稿は、ひとまずこのような視点から満洲事変時と以後の石井の発言と行動のロジックを素描することに限定されていることをお断りしておく。

1. 満洲事変と石井菊次郎

日本の国際連盟脱退通告からほぼ1年後の1934年3月7日付けの覚え書⁷の中に、1924年6月の加藤高明護憲三派内閣の成立時に、加藤から外相就任を依頼されたことを振り返った一文がある。そのとき、石井は依頼を断り、幣原喜重郎を推薦する。石井はその一年後、加藤から結局加藤が幣原を推すことにしたのは「日支問題非常に複雑紛糾」している事情があったことを伝えられたようであるが、これの当否は別にして、この結果、幣原の国際協調外交が本格的にスタートすることになる。

これに関連して、石井は、自分はすでに大正4年（1915年）と5年に外相を経験し、外相職を羨ましいとは思わなかったし、当時国際連盟提唱による国際平和樹立のため日本が寄与することに専念して「猶数年此事業に当りたし」との希望を持っていたため、加藤の依頼を謝絶したとして、次のように言う。

「然るに其の後八年にして満洲問題起り我国に不図激烈なる反動機運勃興し国際聯盟断つこととなりたる点より再考すれば、当年余の予見は全く裏切らることとなり随つて其予見と並行して採りたる余の態度は自分として当年に疑なき所なりしも今日になりては問題である⁸」。

石井が国際連盟に専念するのではなく外相を受諾していれば、事態は違っていただかもしれないと

自ら述べているのであるが、石井がこの時期以後の日本外交の何に問題を見ていたのか、幣原外交をどのように評価したのかはここだけでは定かではない。読み取りうるのは、1920年代に国際連盟を舞台とした日本の対欧州・国際協調外交を牽引した石井が抱くことになった日本の連盟脱退に関する痛恨の思いである。

1924年の外相就任謝絶を後悔する石井であるが、満洲事変前の時点で、石井が日本の外交方針についてどのように考えていたかを先ず見ておこう。

(1) 石井の「日本の外交方針」

石井は『外交余録』（1930年）の「日本の國體と外交方針」と題する章の第二節で「日本の外交方針」がいかにあるべきかを論じている。

そこでは、先ず、第一次世界大戦参戦により五大国の一つに列することになった日本の前途は、国際連盟理事会常任理事国として列国と協同して世界平和の樹立に努力し、世界公論の指弾を受けないようにすること、そのためには「時勢遅れの侵略政策に耽ったり、野心外交を弄んではならない」と言う。

「軍閥跋扈は侵略政策の因をなすものだから之を喰止めねばならぬ。侵略政策を喰止むるとは他國の權利及び正当なる利益を尊重するを謂ふ。他國の權利及正当利益を尊重する者は自國の權利及正当利益が他國より尊重せらるるを期待するの權を有すること勿論である。若し他國にして我正当なる權益を尊重せざるものあらば之を尊重せしむる覚悟と用意とを有するを要す。……真の國際平和は自國の權益を遠慮なく主張し且之を擁護するの決心と用意とを有し、同時に他國の權益を快く尊重する底の正義心を有する者に依つて樹立せられねばならない。即ち一方に於て自國の侵略行動を慎むと同時に、他方に於て他國の侵略行動を排し、祖國を護るの覚悟あるを要すと謂ふに帰着するのである⁹。」

⁷ 石井菊次郎「外務省試補に同時に採用せられたる三人」（昭九・三・七）（鹿島平和研究所編『石井菊次郎遺稿外交随想』、鹿島研究所出版会、1967年）。

⁸ 同上、120頁。

⁹ 石井菊次郎『外交余録』（岩波書店、1930年）256頁。

侵略政策はやめなければならないが、自国の権益は主張しなければならない。

しかし、第二に、現今の世界は国際平和を絶叫してやまず、この不可抗力の大勢に対しては順応するしかなく、これにより平和樹立に寄与することが日本のとる道である。それは、国際連盟の一員としての責任であり、国際紛争の平和的処理方法である司法裁判と仲裁裁判によって紛争解決を図り、軍備制限及び軍縮の問題解決に努力しなければならない、ということである。

そして今後の世界における「国際人口」及び人種問題もまた、「新世界の新式外交」によって解決されねばならない。先進国と後進民族の対立も、先進国の宏量と後進民族の穏忍自制によって解決されねばならず、すなわち平和的に変更されなければならない、それは日米間の人種問題及び移民問題にしても同じである¹⁰。

これが1930年時点の石井の「日本の外交方針」である。まずは国際連盟常任理事国としての日本の責務があつて、そのうえで自国権益の主張は堂々としてことと「新式外交」によって紛争を解決すること、である。

石井は、第一次世界大戦期1917年に石井・ランシング協定の調印によって中国における日本の特殊権益をアメリカに認めさせ、二国間同盟・協商を積み重ねる「旧外交」の完成者であると同時に、第一次世界大戦後は国際連盟総会・理事会日本代表として発展期国際連盟を支えた人物である。しかし、満州事変によって、特殊権益の主張者であると同時に集団安全保障の支持者であるという二要素の均衡は揺るぎ、石井は苦渋に満ちた綱渡りのような対応をすることになる。以下、これを見ていこう。

(2) 満洲事変勃発後の石井

1931年9月18日、柳条湖事件を契機に満洲事変が勃発する¹¹。当時の石井の受け止め方をうかがわせる史料は幾つかある。

一つは、「満蒙独立」を報じる『朝日』号外について娘婿の久保田貫一郎に語ったとされる感想の記録（26日付け）で¹²、「満蒙が望みもしないのに尻押しをして独立などをやらしてもとうていできるものではない。とくに蒙古が入ってくるとロシアがだまっていぬ。そこで露支の提携を促すこととなる、と考えると、号外が真を伝えるものとせば、これほど馬鹿げた沙汰はない¹³。」と述べたようである。

石井自身の筆になるものとしては、翌1932年4月18日付けの述懐があり、事変勃発の当初、これを「世界列国は勿論当事国たる我国人も軍閥の策動に出たりと為し、其独断専行に呆然たらざるを得なかった。国民の大多数が謂ゆる幣原軟弱外交の積弊に昂奮しつつ在るを看取したる軍閥は此の機逸す可からずと為し率然此の挙に出でたるものであらうとより外に此事態を判断し得る者として殆どなかった様に思はれる¹⁴」としている。

石井は、事変は陸軍佐官級の若手士官が陸軍省及び参謀本部の若手将校と「相策応」して計画実行されたとみていたが、さらに甥である当時外務省情報部第二課長・白鳥敏夫から、10月4日、事変は陸軍佐官級の「^{しゅんさい}僞才十数名」の策動によるもので、これはこの団体の行動範囲の「外的側面」で、次幕として「内的方面の行動」が計画されていることの情報を得ていた。そして、彼らの策動の目的が「第一に国威拡張、第二資本反対、第三に代議政体否認」であり「一種のファシズム樹立」

¹¹ 満洲事変については、緒方貞子『満洲事変』（岩波書店、2011年）、白井勝美『満洲事変』（中公新書、1974年）等参照。

¹² 「東北各省呼応して、満蒙独立運動進展す 共和制建設の大勢」と題する記事は、管見の限りでは9月29日付け朝刊のものであり、日付がずれているようである。

¹³ 「石井子爵閑談録〈第二回〉」（『国際問題』第六三号、1965年6月）、61頁。

¹⁴ 石井菊次郎「無題（編者・自局の動向）」（昭七・四・一八）、『外交随想』、前掲、85頁。

¹⁰ 同上、257-258頁。

であると察知したと、述懐している¹⁵。

周知の様に、10月17日、橋本欣五郎中佐等による荒木貞夫（当時日本陸軍教育総監部本部長）首班の軍部内閣樹立クーデタ計画が発覚した。これは未遂に終わった（十月事件）が、白鳥がこの頃から関東軍を支持し、「現状打破」外交と国際連盟脱退論に向かう¹⁶のに対して、石井においては「次幕として」のファシズム樹立阻止と、事変の外交的解決が課題であっただろう。

石井が基本的に自由主義の立場に立っていたことは間違いない。ほぼ1年前の1930年ロンドン海軍軍縮条約承認後の11月浜口雄幸首相襲撃事件に際しては、次のように書いている。

「政治上の意見を異にするの故を以て反対者を殺害せんとするは最卑劣なる心理に発する行動であって、斯る行動が現はるるのは国家の不幸なるのみならず世界に対する国辱である。……上に名君ありて臣民に自由を与へたるを臣民相互の間に其自由が妨害せらるるは即ち臣民に自由を享有する資格なきことを証明するに当り国民全般の恥辱であらねばならぬ¹⁷」。

「暗殺」は「憲政自由の制度に逆行するもの¹⁸」とする石井は、ファシズム樹立阻止のために、事変拡大を先ずは抑止する必要があると考えるだろう。

石井は9月30日の枢密院会議において、一応は陸軍の「機敏の行動」に他の「同僚」同様に感謝すると言い、9月19日の「朝鮮軍ノ一部」の国境を越えた出兵に関しては「夫レ自體ハ適當ノ事ナリト信ジルモ」としつつ、その「獨斷専行」につ

いて質問し¹⁹、「大権干犯」の疑いありと追及する。さらに10月7日の同会議においても、「昨年ノ倫敦條約ニ於テ大権干犯の大問題起レリ」が、今回の朝鮮軍司令官が独断で外国に出兵したこともまた「大権干犯」ではないか、これを南陸軍大臣は「奨励」するのかと批判する²⁰。

周知のように、1930年、ロンドン海軍軍縮会議で調印された軍縮条約の批准審議において、批准反対の「艦隊派」、野党・立憲政友会、伊藤巳代治枢密顧問たちが主張したのが「統帥権干犯」問題である。批准推進派の石井は、これを逆手にとって、朝鮮軍の対応を問題にし、そこから、軍部内の中央と地方の不統一、外務省と陸軍との連携欠如のゆえに国際連盟対応が後手に回ったことを追及していく。

しかし、事変拡大はとまらない。石井は国際連盟における日本政府の対応にも、国際連盟理事会の対応にも問題を見る。

ごく簡潔に事変勃発後の日本政府と国際連盟理事会の対応を記しておこう。

事変勃発後、9月19日、若槻礼次郎内閣は緊急閣議を招集し、不拡大方針を決める。これに対して陸軍首脳部は、関東軍に呼応して対満政策を推進することに決定する。政府の不拡大方針にも関わらず、戦線は長春から吉林、ハルビンに拡大し、朝鮮軍も独断越境する。中国国民党政府は21日、国際連盟理事会に提訴した。芳沢謙吉日本代表は、日本政府・幣原外相の意を承けて、日中二国間交渉による事態打開を主張した。理事会は議長（スペイン代表レルー（A.Lerroux））と（日本を除く）常任理事国代表4名により通称「5人委員会」を構成し、対応にあたることになった。9月30日、理事会は日中に対し軍事行動の停止を求める決議を採択し、10月14日まで休会となった。この間、錦州爆撃が10月8日に起る。日本に対する不信が

¹⁵ 同上、85頁。

¹⁶ 戸部良一「白鳥敏夫と満州事変」(『防衛大学紀要 人文・社会科学編』39号、1979年)

¹⁷ 石井菊次郎「浜口首相遭難に就き所感」(昭五・十一・二〇手記)(『外交随想』、16頁。

¹⁸ 同上、19頁。

¹⁹ 枢密院会議「附満州事変ニ関スル報告」、1931年9月30日（アジア歴史資料センター、レファレンスコード（以下 JACAR.Ref.）A03033724400）。

²⁰ 枢密院会議「附支那問題ニ関スル報告」、1931年10月7日（JACAR.Ref. A03033724700）。

昂揚し、理事会が13日に繰り上げ開催される。15日には、日本の反対を押さえて、アメリカ代表をオブザーバーとして招請する提案が秘密理事会で可決される。他方で、芳沢代表は14日に、撤兵の前提として日本側の基本的大綱五項目〔1、相互に侵略的政策・行動をとらないことを宣言する。2、他方に対する敵対的運動を抑圧するため総ての可能性ある手段をとることを相互に約束する。3、日本は満州を含めて中国の領土保全を尊重する方針を再確認する。4、中国は満州において日本人がいかなる地点にも旅行し商工農業に従事することに対して保護を与えることを保証する。5、満州における鉄道に関する既存の条約規定を実施するため必要な協定を締結する。〕をブリアン（A.Briand）議長とドラモンド（J.Drummond）事務総長に提案するが、両者は撤兵前の日中直接交渉に反対する。結局、日本を除いた理事国は、日本の撤退完了後に日中代表による直接交渉を開始するというブリアン提案に賛同する。ブリアンと芳沢との折衝は難航し、結局、10月24日理事会では、日本軍撤退を11月16日までとする決議が日本の反対によって成立せず、理事会は休会になることになる。

そして、先述のように、10月17日には軍部内閣樹立のクーデタ計画が発覚していた。

石井は、このような事態の推移の中で、次のように対応した。

10月15日の連盟理事会においてアメリカ代表オブザーバー参加決議案が13対1で可決されたとき、日本の反対理由は、連盟規約に理事会オブザーバー参加の規定がないということであったが、石井はこれを支持して、10月22日の談話記事で、連盟不参加国を理事会審議に参加させることについて、これを手続的問題として多数決で決定したことは、連盟の伝統を無視するとともに、規約本文に悖る行為であると批判した²¹。

²¹ 石井菊次郎談「傍聴者問題／連盟のために／石井菊次郎子談」（東京朝日新聞 昭和6年10月22日）。

石井の基本は、満洲問題は国際連盟で審議すべきもので、連盟不参加国であるアメリカの参加は忌避するというものであったが、連盟「一時の過誤」を是正するのも日本の役割だと述べていて、この時期高揚した連盟脱退論を牽制している。

他方、日本政府・外務省の対応についても、石井は批判的であった。石井は、10月28日の枢密院会議で次のように言う。第一に、三週間前までは日本の意見が理事会では常に採用されていたのに、10月22日にいたって理事会の態度が一変して中国の言い分が入れられるようになったのは、錦州爆撃の結果である。今や日本は孤立し、問題は日本対国際連盟の様相を呈しつつあるが、日中間の直接交渉に入るという首相・外相の考えは「事志ト違」う結果になるのではないか。連盟規約第11条によって連盟に提訴した中国は、今後「紛争解決手続に関する」第15条を以て対抗すると考えられ、その場合日本の賛否にかかわらず理事会の決定が下されるか、「連盟による制裁を規定した」第16条によって「袋叩」にされるという重大な局面にも至ると考えられる。このように述べたうえで、石井は、事変が「支那軍ノ鐵道破壊ニ端ヲ發シタルコト明白」（実際には石井はこれには懐疑的であったが）であっても、このために国民はどこまで連れて行かれるのかと危惧を表明しつつ、外相も陸相も知らない間に錦州・北満爆撃が行われ、参謀総長も出先軍部を統制できない状況になっていることを追及する。

第二に、陸軍で起った事件（クーデタ計画発覚）の新聞掲載禁止について、種々の憶説があるが、今後「恐怖時代」が出現するのではないかと危惧される。首相は、この陸軍事件の対策を陸軍大臣に任せただけでよいのか。さらに、「青年士官ノ團體」が形成され、民間に呼応する者がいないかと問いかける²²。

要するに、日中直接交渉入りに固執して国際連盟と対立する日本外交の袋小路と、出先軍の統制

²² 枢密院会議「附満州事変ニ関スル報告」、1931年10月28日（JACAR. Ref. A03033725400）。

不可能状態、「恐怖時代」への危機感のなかで、石井は、外交と政治による軍の統制の確立と連盟対応を要請しているのであるが、その時、石井は日本政府は規約15条による連盟理事会の審査は回避できないので、日中直接交渉入りへの固執を見直すように要請しているように思われる。

1932年9月13日、日満議定書批准がかかった枢密院会議での石井の発言の中に、次のような日本政府の対応への批判がある。枢密院会議録と異なるところがあるが、『外交随想』に収録されている演説原稿から引用しておく。

「第二に満洲問題に関する帝国対国際聯盟の關係は殆ど決裂点に接近したる觀を呈し、心ある者をして鮮からず疑懼の念を抱かしめつつあるであります。就中私の深く恐を抱けるは帝国政府が聯盟理事会または總會をして聯盟規約第十五条に依って之を審議せしむるを肯んぜざるの争点に存し居ったのであります。此態度は前々内閣（第二次若槻内閣）より前内閣（犬養内閣）に亘り繰り返されたる所なるが卑見に依れば斯る主張は国際司法裁判所は勿論世界公論の挙って排斥する所となるべきこと明瞭であります。国際聯盟国は何れも自国領土に関する爭議すら之を聯盟に提出し規約第十五条に依って之を審議せしむることを約諾したる者なり。満洲問題が如何に日本に重要なりとするも日本自身の領土に関する爭議すら聯盟の規約第十五条に依る審議を約諾したる日本として、兎も角も日本領土以外の満洲問題爭議に関し聯盟の審議を拒むの權なしとは蓋し覆へすべからざる世界の公論と視なければなりませぬ。故に此点に関し現内閣も亦前々内閣以来の方針を持続するものとせば我國の主張は聯盟及世界公論より排斥せらるるに終ること蓋し免るべからざるの数であったのだと思はれます²³。」（括弧内は筆者による）

上述の様に、事変勃発後、中国国民党政府は国

際連盟に提訴したが、日本政府・幣原外相は、連盟の介入を忌避して、日中二国間交渉による事態打開を主張した。石井が言わんとしたのは、中国が連盟に提訴した以上、規約第15条の紛争解決手続きに載せられれば「日本の賛否にかかわらず理事会の決定」が下され、それを無視して紛争を拡大するままにしておけば制裁を受ける可能性も出てくるから、出先軍に対する統制を確立し、連盟の審議の場において日本の立場を堂々と主張すべきだ（った）ということであろう。

石井が関与したであろう国際連盟協合理事会の10月30日決議において、国際連盟理事会宛に、事変が中国の条約無視、排外排日教育、日貨排斥、日本の權益無視の行動に対する反発から起こったものであり、満蒙の特殊性と複雑な關係を理解した上で「真相を洞察」するよう求め、11月16日の第二決議では、日本側の行動を自衛行為と主張し（後述するように石井自身は自衛権で正当化できるかどうか懐疑的であった）中国こそ連盟規約の精神に反していると、打電している²⁴のは、この文脈に位置付けられよう。

以上のように国際連盟対日本の様相となりつつあることを危惧する石井は、おそらく、国際連盟理事会議長であった時に対応した1923年のコルフ島事件において、理事会審査を拒否し続けた紛争当事国で常任理事国のイタリアに対する連盟總會における批判の激しさを想起していたであろう²⁵。満州事変については、日本政府・幣原も国際連盟対応を誤っているし、連盟理事会も対応を誤ったというのが石井の見立てであるが、日本対連盟の対立は避けなければならないと考えたように思われる。

ところで、事態は次のように展開する。日本政府は、中国との直接交渉のため、10月13日、大綱

²⁴ 洪沢栄一伝記資料刊行会『洪沢栄一伝記資料』第37巻、361-362頁。

²⁵ 石井菊次郎「国際連盟の真相」（『国際知識』、第8巻第8号、1928年）。なお、これに関連して、河村一夫「国際連盟と石井菊次郎（I）、（II）」、『政治経済史学』、第162号、第163号、1979年）も参照。

²³ 石井菊次郎「日満同盟議定書由来」（昭七・九・一三）『外交随想』、75頁。

協定案5項目を提示し、10月26日、日本政府はブリアンとドラモンドに知らせることなく、大綱を政府方針として声明発表する。これによって連盟理事会との関係がさらにこじれる。11月に入っても、幣原は、吉沢には16日の理事会再開に際して、基本的大綱五項目を中国が承認すれば撤退する方針に変更はないことを伝える。しかし、そこに日本側から連盟の視察員を中国と満洲に派遣することも一策と付け加えていた。これを承け、16日理事会では、芳澤は、1、日中両国政府間に直接交渉を行い、大綱に関する日中協定締結を主張すること。2、理事会が中国における排日問題等の実際問題について決定を為しうするため、連盟の視察員を中国に派遣方を考慮すること、を提案する。

連盟首脳部は第1項には難色を示したが、23日の日中両国を除く理事会で、日本の視察委員派遣提案が審議される。中国からは、調査範囲を中国の全般的状況に拡大することへの批判があったが、12月10日の理事会では日本提案に沿って決議案が可決され、リットン調査団が構成される。連盟理事会と日本との対立は、この調査団派遣決定によって、ひとまずは落ち着く形になった。

他方、若槻内閣は12月11日総辞職、幣原も辞任する。かわって犬養毅内閣が成立し、外相には駐仏大使・国際連盟理事会代表・総会代表であった芳沢が就任する。陸軍大臣には、10月クーデタ計画で首相に祭り上げられようとした荒木が就任する。

(3) 満洲国建国と石井

関東軍は事変勃発後、当初の満洲領有構想を満洲国独立構想に転換し、天津の日本租界にいる宣統帝溥儀を満洲に移転させる計画を進める。11月にはチチハルを占領し、東三省政府所在地を掌中に収める。年が明けて1932年1月3日には錦州を占領し、6日には陸軍・海軍・外務省の三省関係課長で満洲国独立方針の協定が行われる。そして、8日には、満洲事変が自衛措置であり、チチハル、錦州の攻略が「皇軍の威武を中外に宣揚」したと

する天皇の勅語が発せられる。

他方で、1月7日に、不戦条約、九か国条約に違反した軍事力による現状変更は承認しないという不承認主義のスティムソン・ドクトリンが発表されていた。

このように事態が展開する中、石井は満洲国建設には依然反対であった。

1月30日の枢密院会議では「満洲事件に関する経費支弁のため公債発行に関する件」が諮られ、石井は「帝國ノ満洲及支那に對スル行動ノ目的程度及範圍」について内閣の方針を問う。

第一に、皇軍の行動の目的は満蒙における權益と日本人の生命財産の保護であるという政府方針は絶対に貫徹すべきであるが、この權益をロシアとアメリカに承認させた証文（石井・ランシング協定）を大正12年（1923年）当時の政友会内閣はアメリカと交渉してこれを放棄した。新内閣は協定を反故としても満蒙の特殊權益は擁護するつもりがあるのか。

第二に、昨秋發布した関東軍司令官（本庄繁）の布告では皇軍活動の目的は満洲に内外人の樂土を建設することだとしているが、満洲において「地方政權」の「自立」を待ってこれを承認し又保護する考えなのか、あるいは「我ヨリ發案シテ直接之ヲ樹立セシメム」とするのか。何れかによって経費の相違が生じ、日本の全財産を傾けても尚不足するかも知れないが、政府の方針は如何。

第三に、ハルビンを占領（2月5日）し、北満洲を我が政府及び軍隊の行動範囲にすると、かつての日露協約を顧慮することなく特殊地域とするつもりなのか。

石井は以上の点を追及したうえで、外務省と陸軍との意思疎通を図り、軍部は出先軍部の統制を行うことを要請している²⁶。

これに対して芳沢外相の答弁は、満洲における帝国の行動は第一に平和維持であり、第二に我が權益の擁護であり、将来にわたってもこの方針で

²⁶ 枢密院会議「満洲事件ニ関スル経費支弁ノ為公債発行ニ関スル件」、1932年1月30日（JACAR. Ref.A03033726900）。

あること、また、新政権は満洲における「支那人ノ發意ニ係ル」ものであり、目下これに対する方針を検討中であること、北満洲については日本人の生命財産の保護以上のものではなくロシアとの関係は慎重に考慮すること、を骨子とした。

石井は石井・ランシング協定の放棄については『外交余録』の中で次のように述べていた。協定では、第一に「支那に於ける日本の特殊利益」、第二に「支那の領土保全」、第三に「支那に於る商工業上の門戸開放機會均等主義」が宣言されており、第二、第三は日米間だけで廃止すべきものではないし、それ自体廃止すべきものではない。廃止対象は第一の特殊利益であるが、「日本の支那に有する特殊利益は前に繰返し述べた通り天然の地勢より來たる實在の状態を描出したるものであつて、此利益は米國より與へられたるものではない」。だから、「ランシング、石井協定が廃止せられても日本の特殊利益は儼として其所に存在する。日本が支那に有する特殊利益は國際協定によって創設せられたものでもなければ廢止の目的物となり得べきものでもない²⁷」。

条約上の根拠がなくなっても、特殊權益は現前しているというのが石井の一貫した立場であつて、芳沢外相に質したのはこの点である。おそらくスティムソン・ドクトリンの發表があつて、日本政府の方針を正したものと思われる。

しかし石井は、満洲国建国についてはやはり反対であつたと思われる。2月15日の枢密院會議では、満洲国建国に関する石井の總括的意見が表明されている。石井は、1月30日の枢密院會議での質問－満洲において「地方政權」の「自立」を待つてこれを承認し又保護する考えなのか、あるいは「我ヨリ發案シテ直接之ヲ樹立セシメム」とするの－に対する芳沢の答えが不明瞭であつたため再度問うとして、我國が積極的に財力及び兵力を提供して援助することには反対であると主張する。満蒙における獨立國家建設の機運が熟さないうちに、これを強いて建設させようとすれば、負担が

膨大になることは必定である。強いて樹立された國家は人工的國家であるから、國防を我國が引受けざるをえず、そのための兵力・財力は無限になる。對してその見返りとなる利益は期待出来ない。自然に獨立國家が生まれることには賛成するが、無理矢理作つた場合には、ロシアがトルコを押さえてブルガリアを獨立させても思い通りにはならなかつたように、新國家はロシアや中國に走るかも知れない²⁸。

民族自決によって新國家が生まれることには賛成だが、人工的國家を作るのには反対だということである。

ところで、この間1月下旬には上海事變が起つている。1月18日に日蓮宗の僧侶・信徒一行が上海の共同租界を巡行中、中國人に襲われ、激昂した日本人居留民が暴動を引き起こしたことによつて、日中兩軍が衝突して事變になつたものである。今日では、これが公使館付武官補佐官の田中隆吉少佐の陰謀であつたやうだとされているが²⁹、もちろん當時は知られていない。

2月12日、中國は連盟規約第15条に基づいて國際連盟に提訴するが、このとき、國際連盟英國代表・國際連盟協會長ロバート・セシル（R.Cecil）たち6名のイギリスの著名人が、2月18日、「日本は全支那の軍事的支配の道に向つて進みつつあるやの觀ある」として、日本の政策遂行を阻止し變更させることを訴えた寄書をロンドン・タイムスが掲載する。

これに対して石井は、若槻たちと6名で、2月25日、反駁文を掲載し、満洲事變・上海事變が惹起されたのは、中國が弱國だからではなく、中國に何ら有効な中央權力が存在しないことに原因があるのであり、満洲事變・上海事變は、中國の軍閥に対してとられた自衛行為に過ぎないと主張する。そして、リットン調査團到着時期に、セシル達が係争を前もつて裁判するようなことをしたと

²⁸ 枢密院會議「満洲事件ニ関スル經費支弁ノ為公債發行ニ関スル件」、1932年2月15日（JACAR.REF. A03033727200）。

²⁹ 後藤春美『上海をめぐる日英關係 1925-1932年』（東京大學出版会、2006年）、240頁。

²⁷ 『外交余録』、163頁。

抗議する³⁰。

他方、2月16日には日中を除く「12理事国会議」が日本に警告的通告を行ない、19日の連盟理事会では、国際連盟総会特別総会の招集が提議される。連盟対日本の抗争の様相が再燃する。

スティムソン・ドクトリン、セシルたちの抗議文が出され、米英、国際連盟との関係が悪化する中で、石井は立ち位置を変化させる。

満洲国建国が宣言されるのは3月1日であるが、リットン調査団の来日時、3月3日、国際連盟協会主催の晩餐会において、会長に就任した石井は次のように演説する。完全に日本の立場を弁護するものである。

まず、満洲事変を以て「軍閥の再興又は国際聯盟に對する同情心の反動と想像するものあらば」、それは皮相の見方である。満洲における事態は「積年鬱滞せる連續事件の當然の帰結」に外ならない。

石井によれば、浜口内閣・幣原外相は温柔的「對支外交方針」によって「讓歩的進言及提案」を行ってきたが、これに対して中国側は却って「脅威窮迫の度を強」めた。日本は中国からの「挑撥と敵對行為とを忍び來り」最後の自衛手段をとるにいたった。そもそも自衛権は国の強弱を問わずこれを行行使す必要があるものであり、強国に対して弱国が行行使す権利と考えるのは誤りである。

ここから、石井は民族自決に関するウィルソン主義と平和的変更を規定したと言われる連盟規約第19条の「條約再審議条項」は「後進民族」の「悪用の具」となり、その「悪用の旺盛なること世界に於て支那に如くものなし」とする。そして、田中内閣更迭後「支那は日本の權益を奪回するの途上に於て」満洲において日本攻撃に着手したのであり、それはボイコットと称する「絶対的貿易禁止」であり「公然對日經濟絶交」であり、「日本を饑饉に陥れんとする」ものである³¹。

³⁰ 「セシル卿等六名士の寄書の要旨」および「石井子爵等六名士の反駁文」（『国際知識』、第12巻第4号、1932年）、112-114頁。

³¹ 石井菊次郎「国際聯盟と支那問題」（『国際知識』、第12巻第4号、1932年）。

もっとも、事変はこのような背景で起こったと言いつつも、石井は、本心では、事変を自衛権によって正当化できるとは考えていない。日付不詳であるが、文中に上海における「支那軍ヲ攻撃シテ敗退セシムル」とあるから上海事変以後と推測されるが、次のような一文を残している。

「極東の事態に通ぜざる者より今回満洲事変事変を一見すれば聯盟理事会の態度は蓋し当然なるべし。事変の動機たりし柳条湖に於ける支那正規軍の我南滿鉄道路線破壊は支那側の否認する所なるが、仮にこれを事実とするも謂ゆる自衛行動には自から限度なかる可からず、現場に在たる奉天軍の攻撃は別とし現場を距ること数百里に互る長春、吉林、齊々哈爾の攻撃に至っては之を正当防衛と認むる克はずとは蓋し常識の明示する所ならん歟³²。」

滿蒙特殊權益の護持は石井の基本原則であったが、石井は事変を自衛によって正当化できるかどうか疑念を持っていたし、満洲国建国にも反対であった。しかし、一方での満洲国建国の既成事実化、他方での米英や国際連盟の日本批判の強まりと、国際連盟対日本の構図が強固になる中で、対外的に日本の立場の正当性を訴えることに重点を置く方向で態度を変化させざるを得なかったようである³³。

（4）満洲国承認と日本の国際連盟脱退まで

石井は4月18日付けの覚書で「ファッショ運動」の第二期に入りつつあると記しているが³⁴、周知のように満洲国建国宣言の後、5・15事件が起る。犬養首相が殺害され、犬養内閣は総辞職、5月26日斎藤実が首相に就任する。芳沢の後の外相候補

³² 石井菊次郎「無題（編者・自衛の範囲）」（日附なし）『外交随想』、78-79頁。

³³ この点は、いわゆる松山事件により軍部やメディア等の非難を受け態度を変更させた元国際連盟事務次長・新渡戸稲造とは異なっている。玉城英彦『新渡戸稲造』（彩流社、2018年）を参照。

³⁴ 石井菊次郎「無題（編者・自局の動向）」、前掲。

に、石井の名もあがったが、在奉天総領事であった林久治郎によれば、「石井（菊次郎・元外相）子は枢密顧問官であり、現事変に対しては始めより反対の意向を持って居る。従って、出廬の希望が無いであろう」との観測で、内田康哉は、「出先軍部と協調し過ぎて居る」ので好ましいとは思わなかったが、斎藤首相が内田を選択したとしている³⁵。

内田は7月6日に外相に就任するが、この頃国際連盟日本代表を誰にするかで、松岡洋右と石井の名があがっていたが、石井が断った³⁶。内田は8月25日の衆議院本会議において森恪の質問に答えて、「焦土」発言を行うのであるが、他方で列強の中でもフランスとの協調を模索し、11月頃に石井に協力要請を行なうのであるが、対国際連盟外交と日仏外交に関しては次章で扱うこととする。

さて、満洲国建国宣言の後、満洲国承認問題が起る。石井の言によれば、「4月上旬に衆議院臨時会議で」満洲国早期承認の決議があげられた後、国際連盟協会において対応が検討されるが、副会長の山川瑞夫が陸軍の一部や民間には「満洲併呑」を夢見るものが少なくないことを考慮して、穏健な「保護条約」を提案する。これに対して、石井は、満洲国独立を承認しながら保護条約を結ぶことは矛盾であり、九か国条約に違反するから、「日満同盟条約」を締結して外見上満洲国も独立権によって国防を日本に委託させれば、九か国条約に違反せず、事実上保護条約と同じ効果を持つと提案した。それは、イギリスがイラクと同盟条約を結んで保護条約と同じ効果を収めつつ、国際連盟に加盟させた巧妙な手段をとることであった。

さらに、6月下旬に白鳥が来訪した時に、満洲問題を国際連盟規約第15条によって審議させるのに反対の日本政府方針は行き詰まるとして、石井は、満洲国を正式に承認し「民族自決に因る満洲国独立」の流れを作れば規約第15条論に基づく審

議を回避できる旨主張した³⁷。白鳥は早くから国際連盟脱退論を主張しつつも連盟外で列強の了承を取り付けるため満洲国の早期承認に反対していたようであるが³⁸、これに対して石井は規約第15条による審議を回避しつつ、連盟にとどまるための方策を主張していたのである³⁹。

そして、7月6日の有田外務次官主催の晩餐会（牧野伸顕や芳沢前外相たちが出席）で、石井はリットン調査団が結論としようとした「支那宗主権の下に満洲国を完全なる自治国体と認むる」案でも、「我特殊権益擁護」の立場からしても「差支えなき」と述べた上で、「我国論」はこの案を認める筈もないから、同盟条約締結案を提案したと述べている⁴⁰。

「特殊権益」を政治的なものとする傾向が強かった石井であるが、ここでは満洲国を「支那宗主権の下に」置いても特殊権益は守られると考えていたのである。しかし、国際連盟脱退阻止と国論の急進化の回避の双方を追求していた石井は、民族自決による建国という論理を基礎にした「日満同盟条約」締結以外に策はないと言うのである。このような石井の発言は、内田外相の早期「満洲国無条件承認」の「拙速」を牽制し、政府・外務省に影響力を持ったようである。そして、9月13日の日満議定書案件がかかった枢密院会議では、次のような発言をしている。

第一に日本対満洲国の関係について、石井は議定書により満蒙特殊権益が確保されることに慶賀を表し、今後独立満洲国家が我国から離反することのないよう予防することを要請する。

第二に、帝国対国際連盟の問題に関しては、先にも触れたが、石井は国際連盟での審議に応じなかった日本政府の対応を改めるべきとしつつ、次

³⁷ 石井菊次郎「日満同盟議定書由来」, 前掲, 72頁。

³⁸ 戸部, 前掲論文。

³⁹ 石井は5月7日の「國際聯盟協會總會開會の辭」(『國際知識』, 第12巻第6号, 1932年)においても、連盟による満洲事変に対する「認識不足」, 中国に対する認識不足を批判しつつ、満洲国建国宣言以降高まっていた連盟脱退論の「短慮」を批判する。

⁴⁰ 「日満同盟議定書由来」, 73頁。

³⁵ 林久治郎『満洲事変と奉天総領事』(原書房, 1978年), 151-152頁。

³⁶ 松岡洋右伝記刊行会『松岡洋右 その人と生涯』(講談社, 1974年), 420頁。

のように言う。今回満洲国が独立したことにより、対国際連盟外交、対米外交は一変する。日本軍の撤退を要求してきた国際連盟に対しては、同盟条約に基づき日本軍の駐屯が要請されたと応じることができる。アメリカに対しては、満洲国は民族自決により建国されたのだから、九カ国条約違反ではないと主張できる。リットン調査団に対しては、満洲国は独立国家なのだから他国の宗主権を認める必要はないと主張できる。残る問題は独立国として満洲国を設定したことの正当性であるが、これは中国が1911年に共和制を宣言した時に宣統帝に満蒙を還付すべきであったのだから問題はない⁴¹。

独立満洲国と同盟条約は、規約違反・条約違反という批判を免れうる効果があるというのである。もちろん、満洲国の実態を見れば、石井の議論は相当乖離した議論であるが、対国際連盟、対軍部、対国民世論を考えればやむをえないという考えであったのだろう。こうして石井は満洲国承認の翌10月に満洲国の正当性を論じた英文パンフレット⁴²を作成し、欧米の国際連盟協会等に配布したようである。

さて、10月2日、リットン調査団の報告書が国際連盟に提出される。日本では、連盟脱退の世論が強くなるが、石井は国際連盟脱退阻止の立場から発言する。

11月11日の（「平和記念日と渋沢翁追憶の夕べ」での）講演「国際聯盟と日本」では、現在時局は、国際連盟対日本の交渉は行き詰まったと見る悲観説が強いが、自分はそう思わない。日本の正当な主張を行いつつ、国際連盟がその「真使命」に目覚めてその本領に進む余地がまだあると、石井は述べる。この観点からするとリットン委員会報告書は、第一に、満洲問題は国際連盟規約に規定された妥協手段を尽くさずに一国が他国に宣戦を布告した事件（侵略）ではないと記していること、

つまり規約違反ではないとして、中国の主張ではなく日本の主張を認めたことが重要である。しかし、第二に、満洲独立国は日本軍および日本人の活動によるとして、満蒙住民の意思にあらずとしたことは「一大錯覚」であるとする。石井からすれば、連盟脱退阻止のために日満議定書策定において組み立てたロジックが崩れると言ってもよいが、1911年の廃帝時に、共和国は満蒙を宣統帝に還付せずに「支那の一部と為し」たことが非であったという持論を繰り返し、この点は国際連盟を説得する余地があるとしている⁴³。

そのうえで、石井は、国際連盟が国際平和樹立の大任を果たすためには、規約に修正を加える必要があると持論を述べる。規約の不備とは、第一に国家自衛権に関する条文の欠如と、第二に国家間の「経済絶交」に関する制裁規定が欠如していることである。自衛権規定がないがゆえに条約違反や条約の一方的廃棄の「侵略行動」を惹起させるし、経済絶交も侵略行動と同様のものと看做す規定がないために小弱国の不法行動を誘発するのだと言うのである。

この規約改正提案では、先進国と後進民族の関係も先進国の宏量と後進民族の自制によって図られねばならないとした視点が後退しているように見えるとはいえ、石井は、極東の平和は、日中は「共存共栄の打算よりして相離る可からざる運命」にあるのであって、日中の提携と「日支満三國の協力合」にかかっていると締めくくる⁴⁴。

周知のように、リットン報告書は11月の連盟理事会での審議後、12月6日連盟特別総会に送られ、総会での決議に基づき、19人委員会で規約第15条4項に基づく勧告案が策定される。1933年2月24日、勧告案が採択され、国際連盟総会において松岡全権が退場する。

⁴¹ 枢密院会議「日満議定書調印ノ件」、1932年9月13日（JACAR Ref. A03033730000）

⁴² 日本語のものは、石井菊次郎「満洲國及び満洲問題」（『国際知識』、第12巻第12号、1932年）。

⁴³ 石井は、1933年1月には、満洲事変が中国側の条約違反によるものであると主張し、日本の満洲政策について理解を求める論説を米国のフォリン・アフェアーズ誌に寄稿している。日本語の要約文は「我が国外交の基調」（『国際評論』第二巻第三号、1933年3月1日）。

⁴⁴ 石井菊次郎「国際聯盟と日本」（『国際知識』、第12巻第12号、1932年）。

3月27日の枢密院会議において、石井は脱退案に賛成する。国際連盟総会が採択した勧告は、「帝国ノ行動ヲ自衛権ノ発動ト非ズト為シ又満洲国ノ承認ヲ反対シ」、「恰モ我國ノ脱退ヲ望ム如キ態度」に及んでは、日本は脱退せざるをえないとしつつ、「國際聯盟ガ一時多数ノ小国に制セラレテ正當ノ判断ヲ誤リタルハ」は遺憾であるが、やがてその非を悟り、日本の主張を入れ、連盟規約改正を行うかして我国を迎える日がくれば、日本は再び連盟と提携する雅量を示すべきである⁴⁵、と。

石井は連盟脱退を最終的には支持する。当時関東軍の熱河作戦が展開していたから、石井の賛成論の背景には連盟による制裁を回避するためという事情もあっただろう⁴⁶。

以上のように、石井は満蒙特殊権益護持を日本外交の基本方針としていたけれども、事変には基本的に反対であったし、自衛権による満州事変の正当化にも懐疑心を持ち、満洲国建国にも賛成というわけでもなかった。しかし、石井はファシズム阻止と連盟脱退阻止のために、特殊権益の主張と国際連盟との協調の両立を常に追求し、そして軍部と白鳥たち外務省革新派を牽制しつつ、国際連盟対日本の構図が強固になる中で「自国の弁護人」の役回りを演じた。しかし、連盟脱退阻止は最終的に断念せざるを得なかったのである。

2. 日仏同盟論と日仏協調の終焉—日本陸軍・外務省革新派と石井

日本の国際連盟脱退によって、1920年代の石井と安達峰一郎が10年にわたって築いてきた日本の国際連盟外交は終焉し、それとともに、同じく両者が築いてきたフランスとの協調も瓦解する。日仏関係の比重はもちろん対米英関係に比べて確かに小さいが、日本の国際連盟脱退と対欧州外交の変容に少なからずかわる問題である。米英との対立が深まる中で、日仏関係の変容も日本外交に

少なからぬ意味を持つと思われるが、日仏外交問題に石井がかかわるのは1932年秋以後の国際連盟脱退への対応が本格化する局面なので、以下、日本の連盟脱退に至る過程の一コマとして最低限必要な点を辿る。

(1) 国際連盟理事会における日仏関係の軋み—満洲事変勃発から上海事変まで⁴⁷

繰り返すが、事変勃発後の9月21日、幣原外相から芳沢駐仏大使・連盟理事会代表に事変と不拡大方針が伝えられる。同日、中国の施肇基国際連盟代表は、国際連盟規約第11条に基づき、連盟事務総長ドラumontに提訴する。

国際連盟では、9月23日に理事会議長と英仏独伊の理事からなる五人委員会が開催され、イギリス代表のセシルから監視団派遣の提案があり、フランス代表のマシグリ（R.Massigli）からは日本から提案するようにアドバイスがなされる。この時点では、英仏は日本に批判的であったわけではない。しかし、日中二国間での解決にこだわる日本政府は、満州実地調査のための監視団派遣を忌避する。9月25日、連盟理事会フランス代表に復帰したブリアン理事会議長は監視団派遣延期に同意し、先ずは日中の話し合いでの解決を要請する。9月27日には、これを承けて、芳沢から幣原へ撤兵要請が伝えられるが、幣原は撤兵に期限を付けられることを拒否する。そして9月30日の理事会において、撤兵要請と両国で不拡大に努力しよう決議があげられる。

その後、10月8日に「満洲事変解決に関する政府方針」が幣原から国際連盟帝国事務局長・沢田節造に伝えられる。帝国政府は事態の不拡大に努めるとともに日中直接交渉によって円満解決を計り、南満州鉄道の安全と帝国臣民の生命財産の安全が確保されれば、軍隊を附属地内に復帰させる

⁴⁵ 枢密院会議「國際聯盟脱退ニ関スル措置案」、1933年3月27日（JACAR. Ref. A03033732800）

⁴⁶ 井上寿一『危機のなかの国際協調外交』（山川出版社、1994年）第一章。

⁴⁷ 以下、経過の整理は『日本外交文書（以下『外文』）』、満洲事変第1巻第3冊に拠る。満洲事変に対する国際連盟と欧米諸国の対応については、白井勝美『満洲国と国際連盟』（1995年、吉川弘文館）。クリストファー・ソーン『満洲事変とは何だったのか』（上・下巻、市川洋一訳、草思社、1994年）を参照。

というものである。

これを承け、10月9日、芳沢がブリアンと会談し、居留民の財産保護のための派兵であることを力説するのであるが、前記の方針が伝えられた10月8日に、関東軍による錦州爆撃事件が起る。日本が撤兵要請に応じておらず、紛争地域が拡大する事態を目にして、この頃から、ブリアンの対応にも変化が起る。

10月12日には、幣原から沢田宛に、連盟介入を拒否し、日中直接交渉で進めるという意向が伝えられ、13日には、大綱協定案5項目が提示される。理事会は14日に再開されるが、大綱案の実現を目指す日本政府と、関東軍の即時撤退による紛争終結に連盟の威信をかける連盟理事会議長のブリアン、フランス側との確執が徐々にエスカレートしていく。簡潔に見ておこう。

10月14日理事会前に、芳沢とブリアン、外務省官房長のレジエ（A.Leger）との会談が行なわれるが、そこでの争点は3つあった。

第1に、紛争拡大抑止のために連盟の監視が必要だとするブリアンの主張に対して、芳沢はこれを拒否して日中直接交渉による解決を主張する。

第2に、日中直接交渉の場合でも、基礎大綱案の第5項は条約改定に関わるものだから、日本軍撤退による紛争解決後に交渉すべきだというフランス側主張に対して、芳沢はこれも含めて日中直接交渉で解決するという立場を譲らない。

第3に、ブリアンは連盟理事会へのアメリカのオブザーバー参加を要請したいとするのに対して、芳沢は非加盟国の理事会出席は規約にないと反対する⁴⁸。

このうち、アメリカのオブザーバー参加は、事務総長ドラモンドも賛成し、10月15日の理事会で決定される。このとき芳沢は法律家委員会設置を要求するが否決される。なお、当初スティムソン国務長官は、軍に対する幣原の立場を悪くしない

ように静観していたが、連盟理事会とブリアンの招請を受ける形でオブザーバー参加を受け入れる。

争点は、大綱を軸とした日中直接交渉か、早期撤退・紛争解決のための連盟による監視強化かである。ブリアンからは不戦条約第2条遵守を期待する旨の期待と日中戦争の危惧が表明されるが、事態は容易に打開されない。ドラモンドが連盟側と日本側との妥協のための提案を行ったり、10月23日理事会前の芳沢とブリアン、レジエとの会談では、ブリアンが「ロカルノ方式」を提案したが決着を見ない。

10月24日理事会では、日本軍撤兵期限を11月26日までとする決議案が日本の反対で不成立となり、理事会は11月16日まで約3週間の休会に入る。

この直後の26日、日本政府は大綱を政府方針として声明発表するのであるが、これによりブリアンとの関係はさらにこじれる。11月1日には、ブリアンから日本政府声明に対する抗議が行なわれ、軍の撤退要請と、条約解釈は仲裁か常設国際司法裁判所で扱うべきとの見解が示される。

11月3日の杉村陽一国際連盟事務次長とマシグリ、レジエ会談では、9月30日決議の履行を迫られる。ドイツがポーランド回廊を占拠するような事態の前例になっては困るというのがフランスの主張である。ブリアンからも撤兵要請が繰り返され、ドラモンドからも、連盟規約、9カ国条約、不戦条約の違反ではないかと指摘され、連盟側と日本側との対立は先鋭化していく。さらに、11月4日からのチチハル攻撃が、これに輪をかけ、レジエからは、自分はこれまで日本に好意的であったけれども、軍に対する統制がとれていないのは前代未聞だと指弾されている⁴⁹。

他方、先述のように、16日の理事会再開に際して、幣原の方は、基本的大綱五項目を中国が承認すれば撤退する方針に変更はないことを伝えつつ、

⁴⁸ 昭和6年10月（15）日、在ジュネーブ沢田連盟事務局長より幣原外務大臣宛（電報）『外文』、満洲事変第1巻第3冊、276文書、290-291頁。

⁴⁹ 11月12日の安達峰一郎の内報は、ブリアンは常設国際司法裁判所にゆだねる方針のようであること、裁判所内では日本に対する無理解が広がっていると伝える。昭和6年11月（12）日、在オランダ国松永公使より幣原外務大臣宛（電報）、同上、494文書、515頁。

日本側から連盟の視察員を中国と満洲に派遣することも一策と付け加える。これを承け、16日理事会で芳沢が連盟の視察員を中国に派遣方提案を行い、23日の理事会で日本の視察委員派遣提案が審議され、12月10日の理事会で日本提案に沿って決議案が可決され、リットン調査団が構成される。

連盟理事会と日本との対立はこの調査団派遣決定によってひとまず収束し、したがって連盟理事会における日仏対立もひとまず収束し、リットン調査団のフランス委員としては、日本に好意的な立場をとり続けるアンリ・クロードル (H.Claudcl) 陸軍中將が選任されたのである。

しかし、一方では、関東軍は、12月8日に錦州への攻撃を開始し、翌1932年1月3日、陥落させる。これに対して、1月7日、スティムソン・ドクトリンが宣言される。

この頃、駐米大使ポール・クロードル (P.Claudcl) はスティムソン・ドクトリン発表前にスティムソン (H.Stimson) と協議し、日本の錦州占領に対して、英米と共同歩調をとることを告げている。親日派である元駐日大使クロードルの対応は、フランスが対米協調に移行しつつあることを示すように思われる⁵⁰。

なお、フランスでは、1月12日ブリアンが健康悪化のため外相を辞任し（3月に死去）、その後ラヴァル (P.Laval) 内閣が倒れ、2月20日に第3次タルデュー (A.Tardieu) 内閣（6月3日まで）が成立する。国際連盟理事会フランス代表はブリアンの後、社会主義者のポール・ボンクール (P.Boncour) が就任している。

1月28日には、上海事変が起るのであるが、先にも見たように、これによって日英関係は悪化し、国際連盟においては再び日仏関係が軋む。

1月31日の栗山茂臨時大使とレジェとの会談では、事態拡大は理解に苦しむところであるとの苦言が呈され、2月6日の松平恆雄（駐英大使で国際連盟総会代表）・タルデュー（当時は国防大臣だが、20日に首相就任）会談では、タルデューか

らも上海事件が解決しないと日本にはシリアスな状況になると警告が発せられる。同時期、仏上下院における討議も行なわれていて、2月10日には、仏下院の討議において、日本側の侵略の疑いがあると、かつてジュネーブ議定書（1924年）の提案者であった急進社会党のエリオ (E.Herriot) が批判を展開している。

このように、日本対国際連盟の構図の中で、フランスにおいても日本非難が大きくなる。

(2) 日仏インドシナ貿易協定と日仏同盟論の登場

以上のように満州事変から上海事変にかけて、国際連盟における日仏関係は揺れ動いていた。しかし、世界恐慌がヨーロッパを覆いつつある状況下で、国際連盟の外での日仏二国間関係はむしろ接近していた。

① 日本・インドシナ通商協定

満州事変が勃発した1931年9月、フランス側からインドシナをめぐる通商協定が芳沢駐仏大使に持ちかけられる⁵¹。安達峰一郎駐仏大使時代には簡単に進展しなかった日本・インドシナ通商交渉であるが、世界恐慌の波及とともに、双方での関税引き下げ交渉がフランス側から提案され、インドシナ通商をめぐる日仏の二国間協調は進められるのである。

芳沢が外相に就任した後、駐仏大使・連盟理事会日本代表に任命された長岡春一によれば、1931年の12月頃から交渉が急進捗し、上海事変の沈静化とともに、協定締結の見通しが生まれる⁵²。1932年2月20日に共和派穏健派のタルデューが首相となり、およそ3ヶ月の短命内閣であるが、この時期にインドシナ通商交渉が急速に進む。

3月18日にパリに着任した長岡が、23日着任挨拶のためタルデュー首相と会談を行い、インドシナ通商協定成立を機に、日仏協約（1907年批准）

⁵¹ 海野芳郎「日本とインドシナとの貿易摩擦」、細谷千博編『太平洋・アジア圏の国際紛争史 一九二二—一九四五』（東京大学出版会、1983年）、61頁。

⁵² 『日本外交文書 追懷録 續編』第8章。

⁵⁰ 白井『満洲事変』、142-143頁。

による提携を一層促進することを考えている旨伝えたと、タルデューは、日仏間の経済問題を片付けてから、政治問題を議論する旨の応答があったようである。その後、4月1日の長岡・タルデュー会談で、「政治的意見交換」を行い、上海事変の処理にあたって日仏の結束強化が合意される。4月8日には長岡から芳沢外相へ、日仏関係好転の情報が伝えられ、日本で高まっていた連盟脱退を回避するよう要請が行なわれる。

長岡とタルデューとの間で日仏協力の話が進んでいた背景には、世界恐慌の中で、フランス財界が、日本とインドシナの貿易拡大とともに満州への投資拡大を狙っていたからであり、それをバックアップしていたのが、タルデューだからという事情もあった⁵³。

こうして、「日本國及印度支那間ノ貿易規定ヲ暫定的ニ定ムル為ノ日本國仏蘭西國間通商協定」が1932年5月13日に調印される。ただし、日仏の間では経済協力は進展があったが、国際連盟における政治的協力は進まない。タルデューの態度は、経済問題を片付けてから政治問題へということ、満州事変や上海事変への対応は先送りするということである。

② 北一輝の日仏同盟論と日本陸軍の対仏外務省工作

以上のような日仏経済協調が進展するなかで、後の日本陸軍皇道派グループが、満洲国建国宣言後、米英との亀裂が深まる中、国際連盟脱退論に基づいて連盟外での日仏接近を画策した。

1931年末、宇垣一成派に対抗する上原勇作派に属する荒木貞夫が、犬養内閣の陸相に就任したことによって、日本陸軍指導部は荒木派（後の皇道派）によって占められる。この荒木に接近したのが、外務官僚の白鳥敏夫であった。白鳥は、錦州爆撃の頃から、満洲事変を正当化して荒木たちに接近し、「外務省革新派」のリーダーと言われる

ようになる。

そして、皇道派の思想的支柱を提供した北一輝は「対外国策に関する建白書」（1932年4月17日付け）において、来るべき対米戦争においては必ずや英米が結びつき、他方もう一つの敵国であるソ連は中国の対日抗争と結びつき、対米戦争は英米露支対日本の戦となろうという予測を立てる。そして、満洲事変により日本はルビコンを渡ったのだとして、次のように言う。

「一昨年のロンドン会議の醜態に見よ。自己と利害行動を共にすべきフランスを見捨てて独り英米の膝下に媚を呈し、却て前に速やかに脱退せるフランスが遙かに優勢なる比率を以て其の潜水艦を維持せるは如何。閣下。世界大戦前に於いてドイツを考慮すべかりしよりも深甚に重大に、今の日本帝国にとりて興亡を決するものはフランス共和国において御座⁵⁴。」

そして、日仏同盟はアメリカが対日戦をしかけないようイギリスを牽制するために必要であること、また「日本と同等なる四顧暗澹たる」状況にあるフランスが受ける孤立の脅威は今の日本帝国と符合するものであるから、「無用有害なる国際聯盟」に代わって世界平和を保障するものとなること、さらに「ボルセビーキ国家の根本的処分」にも資すること、を論じる。

北の日仏同盟論は、1920年代に上原勇作が模索した日仏軍事協調の延長線上にあり、荒木、枢密院副議長の平沼麒一郎、白鳥に影響を持った。

ところが、フランスでは、6月に急進社会党エリオ政権が誕生する。長岡からすれば、日本に好意的であったタルデュー内閣退陣は打撃である。6月12日には、長岡から斎藤首相に、「エリオ新首相の満洲問題について好意的発言」を得たとの情報がもたらされるが、長岡はなお未知数という

⁵³ 昭和7年4月（10）日、在仏国長岡大使より芳沢外務大臣宛（電報）、312文書、『外文』、満洲事変第2巻第2冊。

⁵⁴ 北一輝「対外国策に関する建白書」（『北一輝思想集成』、書肆心水、2005年）820頁。

慎重論に立っている⁵⁵。

他方、7月9日のマルテル（D.Martel）駐日大使からエリオ外相宛書簡では、リットン調査団の調査完了について報告し、「満州国に関しては、先の私見を繰り返すだけです。私には、満州国が日本政府の、適切に言えば日本参謀本部の作ったものと特徴づけうると思われません。」と、日本に好意的な報告がなされている⁵⁶。

そしてこの頃、日本陸軍によるフランス外務省への働きかけが行なわれる。

リットン調査団の最終報告書作成が着手される7月の9日、国際連盟総会フランス代表からのフランス外務省宛書簡では、「国際連盟日本代表の軍事顧問」である「小林将校（小林順一郎と推定－筆者）」から7月7日に面会申込みがあったこと、「松井將軍」（松井石根と推定－筆者）からの指示であることが伝えられている。

面会では、日仏の利害は一致しているのであって、「もし理事会が日本の利益に反する決定をすれば、日本は連盟を脱退することになろう」との小林の話があったとされる。さらに、日本の軍人はフランスに共感を持っており、日仏接近を図る時期が来ていること、日仏接近はヨーロッパと極東における安定に不可欠で、フランスにとっては対ソ安全、共産主義に対するインドシナの安全を計るため、日本には九カ国条約等の重大な政治的帰結を避けるため、同盟が必要だということであったと、伝えられている。

これに対して、総会代表マシグリはリットン調査団の報告を待つ必要があることを伝え、調査団委員であるH. クローデルに指示を出してほしいとの小林の要求を拒否する。フランスは他の大国とも協調しなければならず、特に、借款支払い問題もあって、アメリカとの関係が最重要であること、フランスは連盟規約署名国であり、規約に反

する約束はできないこと、日本の連盟脱退は悲しむべきことだと、答えている⁵⁷。

なお、7月19日には、マルテルからエリオへ、小磯国昭陸軍次官との会見によれば、松井・小林の行動は個人的なものであって、公式のものではないという伝達がなされている⁵⁸。

さらに、7月29日のP. クローデルからの書簡では、満州事変以後、「日本の真の権力は若い士官の一群」に握られていて憂慮すべきことだというケロッグの意見が伝えられている⁵⁹。

満州事変をめぐって、日本陸軍の対仏交渉はうまくいくはずもなく、日仏間の距離はむしろ拡大する。

（3）内田康哉外相の日仏協商論と石井

日本では、7月9日に内田康哉が外相に就任する。対米英関係が行き詰まる中で、内田は満洲国承認を前に「焦土外交」を表明するが、他方で、内田が国際連盟に留まるために最後の頼みにしたのが日仏協調であり、そのために縋り付いたのが石井であった。

8月24日、斎藤内閣が「国際関係より見たる時局処理方針」を決定し、内田は同日付けで、出淵勝次駐米大使と長岡駐仏大使宛の別電（合一七二二号）において、「支那問題ニ関スル日英協調回復」に努めること、しかし、「日英提携ヲ急速ニ実現スルコトハ相当困難ナル」と認められるときは、「仏国政府ハ我方ニ近似セル対支政策ヲ執リ居ルノミナラス今次ノ日支紛争事件ニ付テモ我方ニ対シ比較的有利ナル態度ヲ示シ来レル一方仏国側トシテハ其ノ欧州制覇政策遂行ノ関係上極東ニ於ケル日仏両国ノ政治的接近ヲ求メルトスル空気アルモノノ如キニ付最近ノ機会ヲ捉ヘテ極東ニ於ケル日仏間ノ一般的諒解ニ関スル話合ヲ促

⁵⁵ 昭和7年6月12日、在仏国長岡大使より斎藤外務大臣宛（電報）、349文書、『外文』、満州事変第2巻第2冊。

⁵⁶ Rapport de la délégation Française à Genève, 9 juillet 1932, dans Documents Diplomatiques Français (以下DDF), 1932-1939, I^{re} série (1932-1935), Tome II, pp.7-9.

⁵⁷ Ibid., p.9.

⁵⁸ Ibid., p.56.

⁵⁹ Ibid., pp.135-136.

進⁶⁰」するよう指示している。そして、8月25日内田外相が衆議院で「焦土外交」演説を行うのであるが、翌26日には、内田から長岡へ、満州国承認は米国との緊張をもたらすであろうことから、また、リットン調査団メンバーのクロードル中将が日本に好意的であるため、フランスとの提携を望む声が強まっているから、対中政策における協調、満州国に対するフランスの希望聴取、軍縮会議における共同歩調等を図り、日仏協商を推進するよう訓令がなされる。

これに対して、長岡から、フランスは米英への配慮から日仏協商推進には乗ってこないであろうこと、今ではタルデューですら躊躇するという伝達がなされる。

9月に入ってから、内田から重ねて訓令があり、日英関係悪化の中で、日仏接近を図り、「英国を誘引し日英協調ヲ促進スル」よう要請がある。が、長岡からは、エリオとの会談（9月13日）では、日本はヴェルサイユ条約問題、軍備問題でフランスを支持し続けると述べても、エリオは、満州問題における「事実の方面よりする見地」は理解するが、満州問題には法律的側面があるという理由で、日本支持には否定的であるとの感触が、内田に伝えられる。さらに9月20日の電報でも、長岡は、対独問題ではフランスを支持すると再度述べても、エリオはそっけない態度に終始した様子が伝えられ、エリオの背後にレジェの存在があって、レジェは親中派だという推測が付け加えられている⁶¹。

実際のところ、この頃フランス外務省の態度は決している。1932年9月11日付けの「政治的指針のノート」では、先ず「日中紛争によって、国際連盟の西欧的政治概念と特に契約的体制に対する日本政府の賛同には虚構のものがあることが充分に明らかになった」という強い調子で、日本政府

に対する不信が表明されている⁶²。

そして、日本政府は、「虚構の満州政府」を構成して、中国北部に対する日本の支配を制限するような国際義務を回避する手段を見つけようとし、目下、この事情を諸列強に受け入れさせ、新満州国政府を承認させようとしているが、フランス政府は、いかなる形であれ、これを承認するわけにはいかないとして、次のように記している。

1. これを承認することは、現在日中紛争が提訴されている国際連盟の決定に予断を下すことになり、現存の条約の無視を意味する。1931年12月10日の理事会における議長ブリアンの宣言、1932年5月11日の連盟総会決議、上海事変時の2月16日の日本政府への訴えでも、連盟規約と不戦条約に違反する手段によって得られうる如何なる事態も、条約も、協定も承認しない義務は宣言されている。国際連盟が調査を進め、その結論が近々総会に付される状況で、フランス政府が一方的に予断を下すことはありえない。

2. 国際連盟規約の第10条に照らし、フランスは「連盟各国の領土保全及び現在の政治的独立を尊重」することを義務づけられている。この原則も、1932年2月16日に主張されたものである。

3. フランスは9カ国条約の署名国であり、「支那ノ主權、獨立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト」（第1条第1項）になっている。この義務は国際連盟規約第10条よりもさらに明確で、米国政府が日本に対して1月以来行なっている抗議はこの基本的条文に基づいている。

4. 日本・満州国間で締結される条約の内容はまだわからないが、これが中国における門戸開放と機会均等の原則に反してないとは考え難い。

5. 日本・満州国間の条約が、「第一條ニ記載スル原則（中国の主權、獨立、領土と行政の保全の尊重—引用者）ニ違背シ又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル條約、協定、取極又ハ了解ヲモ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ

⁶⁰ 昭和7年8月24日、内田外務大臣より在米出淵大使、在仏国長岡大使宛（電報）、『外文』、満州事変第2巻第2冊、393文書、386頁。

⁶¹ 昭和7年9月20日、在仏国長岡大使より内田外務大臣宛（電報）、同上、417文書、410頁。

⁶² Note de la Direction politique, dans *DDF, op.cit.*, pp.302-305.

締結」することを締約国に禁じた九か国条約第2条に反するのではないかという問題がある。中国の領土保全に反する事態を承認しようとするいかなる行動も連盟加盟国が調印した一般的かつ特殊な義務と両立しえない。

以上が政治的指針であるが、9月15日付けのエリオ首相から駐日フランス大使館への秘密文書では、「現今の情勢において我国の見解を非公式に求めることによって、日本外務省が、我国が日仏協調政策について抱いている関心を試すつもりであることは明白である。この主題については、我国は、日本の軍事指導者の申し出をすでに退けなければならなかったのであるであるが⁶³。」と、日仏協調を拒否する姿勢が述べられている。

9月15日の満州国議定書調印、日本による満州国承認の後の17日、駐米フランス大使館からエリオへの電信では、スティムソンが満州問題不承認に対する英仏の支持を評価する旨、伝えられている。リットン調査団が報告を行った10月2日には、駐米大使クロードの書翰では、スティムソンとの会談において、フランスの政策の枢要な二つの原理として、第1は、特に不戦条約のように力の支配を法の支配に置き換えることを目的とする条約の尊重、第2は、国際的な外交情勢の発展により新たに重要になっているもので、世界に現存する三大民主主義国、仏英米の緊密で信頼関係のある合意の原理⁶⁴があると伝えたことが報告されている。

ともかく、国際連盟における日仏協調の可能性はすでに失われていた。11月に松岡洋右が連盟理事会フランス代表のボンクールと会談したり、笠井平十郎大使館付き武官がエリオ工作を行い、内田外相から栗山臨時大使には笠井の行動を止めぬよう指示があるなどの動きがあるが、功を奏するはずもない。

そしてこの頃、石井に協力依頼がなされるのである。

石井の日記によれば、1932年11月10日に、白鳥が内田外相の使いとして、欧州主要国特にフランス政府当局と意見交換を行い、日仏同盟とまでいかずとも日仏の接近協調を期成されたいとの希望を石井に伝える⁶⁵。なお、白鳥は、本件は外相の発意よりは軍部の意向であり、陸軍以上に海軍も熱心で、フランス以外に味方になりそうな国はないので、石井に頼むしかないと外相を動かしたものだと言った。石井はこの圧力に対して、日仏同盟であれば話は断ると伝える。日仏同盟は、フランスにとっても日本にとっても益がない。ただし、日仏の接近親善の可能性はないではないし、これは双方に益があるので考えてみるとの返答をする。国際連盟脱退論を抑制して連盟にとどまることを模索し続けていた石井は、日仏協調であれば協力するという対応をしたのである。

石井はこの後、「列國間の形勢觀察點」と「日佛間の形勢觀察點」という二つのメモを作成している。前者の要点は、次の通りである。世界は英米を軸に動いており、両者の競争は必然であるから、日本は両者の間にあって知恵ある中立を堅持した方がよい。日仏同盟は英米を結束させる恐れがあるどころか、独伊をも敵に回す危険がある。後者の要点は、日本は極東有事の際にフランスからの兵力援助を期待できないし、フランスも欧州有事の際に日本から兵力を期待できない。また、日仏同盟は英米独伊を敵に回しかねない。しかし、日仏協調の可能性はあるとして、両国の利害関係はほぼ一致すること、両国の経済財政関係、中国における排外行動対策、「安南陰謀者と朝鮮陰謀者」（おそらく共産主義運動のこと）の避難巢窟の監視警備、での協力を挙げている。

石井は内田外相との会談で以上の考えを伝え、内田の同意を得て、11月半ばには石井の派遣が決まる。石井は12月5日には荒木陸相に、6日には国際連盟協合理事会でも挨拶もすませ、準備万端整えつつあった。

⁶³ Ibid.,p.330.

⁶⁴ Ibid.,pp.342-343.

⁶⁵ 「石井子爵日記 連載第四回」（『国際問題』（70）、1966年）、62頁。

しかし、石井の欧州訪問を松岡が忌避する。12月19日、内田外相が石井を訪問し、松岡から、石井が来訪すれば日本政府が態度を緩和させたと受け取られ、国際連盟における「斷固たる聲明が割引される」可能性があるという理由で、派遣延期申し入れがあると伝えられる⁶⁶。

松岡が石井に代わって国際連盟日本代表を引受けたことは先に述べたが、結局、松岡は、満州事変に反対の立場を取っていた石井の来訪を拒否して、2月の国際連盟総会に臨み、日本は連盟脱退へ追い込まれていく。

（4）日仏協調の終焉と仏ソ提携

日本の国際連盟脱退によって、フランス側では対日協調の必要がなくなる。フランスは、すでに1932年11月29日に仏ソ相互不可侵条約に正式調印、ナチス・ドイツが日本の脱退に次いで1933年10月に脱退後、1934年1月に入っても仏ソ通商協定調印、春には東方ロカルノをソ連と共に模索する。そして、同年9月にはソ連の国際連盟加盟が実現する。

石井は、このような動向を見ながら、1934年7月、「極東問題と仏蘇の因果関係」と題する講演で、フランスが対独安全保障のためにソ連に接近するのは当然のことであり、これにより日ソ間に対立あるときには日仏が対立する局面が生じうることを予測しつつ、「元来佛国としては我國と利害関係の衝突するところなく、東西の両強大国として依存共栄の途を辿るを賢策とすること勿論であらねばならない⁶⁷」としつつも、日ソ間での紛争が生じたときの日仏関係について警戒するよう促している。

ともかく、日本の国際連盟脱退とともに日仏協調は終焉する。あるいは連盟における日仏協調の破綻が国際連盟脱退の一つの背景となる。

これ以後、日本陸軍はドイツに接近し、駐独日

本大使館付陸軍武官・大島浩を通じて、1936年11月25日、日独防共協定調印を推進し（翌1937年11月6日に日独伊防共協定に）、日仏同盟路線を推進していた外務省革新派・白鳥もそこに加わる。

こうしてみると、陸軍皇道派が追求した日仏同盟論は荒唐無稽なものであったが、石井が追求しようとした日仏協調論も挫折したことは、日本の独伊との接近への道を開くことになったと言えるかもしれない。

そして、日仏協調に見切りをつけた石井は対米協調にシフトしていく。次に、国際連盟脱退以後、太平洋戦争期にかけての石井の足跡を辿っておきたい。

3. 満州事変以後の石井菊次郎—対欧州協調から対米協調へ、そして勢力均衡へ

（1）世界経済会議における対米協調へのシフト

日本の国際連盟脱退によって、石井が失意の中にある時、ルーズベルト（F.Roosevelt）大統領の招請でロンドン世界経済会議が開催されることになり、1933年4月11日、内田外相より石井に代表派遣の要請がある。先述のように、松岡の反対により石井の欧州訪問は実現しなかったが、連盟脱退後、石井の派遣が再度浮上した。

石井は国際連盟脱退のため「寂しく感じ」ていたときに、アメリカ大統領が日本を「世界雄鎮の一として」招請したことは「聯盟に冷水を打ち掛けたるの感」があつて「快事」であるとしつつ、「此機を利用し十分な熱誠を以て」望むこととしたと記している。国際連盟を離れて対米協調にシフトしたのである⁶⁸。

石井と同じく全権に選ばれたのは深井英伍日本銀行副総裁であった。世界経済会議は世界恐慌からの脱出のための国際協調を図るために企図されたもので、経済政策協議は専ら深井の仕事とされ、

⁶⁶ 「石井子爵日記 連載第五回」（『国際問題』（71）、1966年）、79頁。

⁶⁷ 石井菊次郎『外交回想断片』（金星堂、1939年）、203頁。

⁶⁸ 「石井子爵日記 連載第五回」（『国際問題』（71）、1966年）、83頁。なお、以上については、原田熊雄述『西園寺公と政局』（岩波書店、1950-1956）第二巻、415-416頁、をも参照。

石井に期待されていたのは政治的調整であった⁶⁹。焦点は満洲国問題である。

石井が代表に決まるとすぐに、アメリカの新聞では、石井・ランシング協定のときのように満洲問題等政治問題を主題にするのではないかという警戒が表明されている旨、出渕駐米大使から内田外相に報告がある。

しかし、陸軍省軍事課と参謀本部は、この際、アメリカから満洲国承認を取り付けることをもくろみ、外務省も同調した。そして4月28日に外務・陸軍・海軍の三省事務当局会議が石井を交えて開かれる⁷⁰。

軍部特に陸軍を掣肘しながら対米協調を模索するのが、石井の基本的態度である。これについては、井上寿一『危機のなかの協調外交』が扱っているので、要点だけ記しておこう。

まず、満洲国承認問題について、陸軍側がアメリカの承認を強く望んだのに対して、石井は消極的で、スティムソンの不承認主義をアメリカが簡単に引っ込めることはないであろうから、アメリカの経済的利益に訴えながら、漸進的に進めることを主張する。

満洲国門戸開放・機会均等問題については、石井は、満洲国参議・駒井徳三の満洲国非承認国には門戸を閉ざすという声明を問題視して、門戸開放を基本方針としつつも機会の均等については言及せず、日本の排他的支配を確保することを主張する。

そして、排日・排貨運動の日米協調による抑制については、石井は世界経済会議を活用した列国との協調による排日・排貨運動の抑制を提案した。

なお、この会議では関東軍の関外進出問題が議論され、石井はここでも反対意見を述べている。

こうして、この会議を経て、内田外相による訓

令が5月3日に出されるが⁷¹、石井は、独自に次のような対米交渉案を準備していた。その内容は、満洲国は門戸開放を原則とすること、日満軍は長城以南に進出しないことに加えて、日米両国民の双方の疑念を解消するため仲裁裁判条約を締結すること、「モンロー主義」や「東亜モンロー主義」のような誤解を招く恐のある用語を用いないことであった⁷²。

日米予備交渉は5月24日から27日まで行われ、石井＝ルーズベルト会談が実現する。

焦点は、ルーズベルトの「軍縮による平和」と世界平和保障に関する声明、日米両国を含む新安全保障条約案と日本の対満洲政策の関係であった。

石井は次のような態度で臨んだと語っている。すなわち、ルーズベルト大統領になってもフーバー（H.Hoover）大統領時の不承認主義を引っ込めることはないだろうが、不承認主義と言っても、満洲は中国の一部であるとの「建前」を強調して中国の領土保全が主張されれば、アメリカとの衝突不可避だが、承認の証文は入れないが実際上はこだわることなしに進んでいくというやりかたもある。ルーズベルトは後者の方だ、と⁷³。

石井は、まず、新安全保障条約案について、国際連盟が日本を侵略国とみなしたことを不当と訴え、満洲事変を侵略とするような安全保障条約案を受け入れられないと、ルーズベルト大統領に詰め寄る。ルーズベルトは、安全保障条約は中国満洲における過去の軍事行動に干渉する意図はなく、「満洲事件」は「疎通 canalize」の路さえ講じる肚があればよいと答えた。そのためには条約の批准において「満洲について採った行動は除外する」という留保をつけることだという。つまり、ルーズベルトは満洲問題については問うつもりはないから、これを留保して条約に調印してほしい

⁶⁹ 馬場恒吾「石井菊次郎と深井英吾」（『中央公論』48-6, 1933年）。

⁷⁰ 「満洲国承認問題 / 8石井経済会議全権ト外、陸、海三省トノ懇談会記録」, JACAR.Ref.B02032047800。

⁷¹ 昭和8年5月3日、内田外務大臣よりロンドン国際経済会議全権宛、『外文』, 昭和期Ⅱ第2部第2巻, 103文書, 187-188頁。

⁷² 同上, 195-196頁。なお、東亜モンロー主義を主張していたのは白鳥たちである。

⁷³ 「石井子爵閑談録 最終回」（『国際問題』(66), 1965年）, 83頁。

と言っているのだと石井はとらえた。石井の読み通りになったということである。

そして、話は日米開戦の回避まで及び「日米間の地ならしはできた」と石井は述べている。

しかし、石井の側から、中国によるボイコット禁止協定の締結を提案したところ、ルーズベルトはこれには終始消極的であった。

他方、仲裁裁判条約提案については、ルーズベルトは積極的に賛意を表明した。その結果、日米事務協議に委ねられることになったのであるが、その後ハル国務長官と国務省の反対によって実現することはなかった⁷⁴。

こうして、石井は対米接近を図ったのであるが、結果的には「一頓挫」することになった⁷⁵。

なお、塘沽協定によって日中関係にも改善の兆しが現れ、排日・排貨運動も沈静化しつつあったのであるが、宋子文等、国民党政府内の欧米派は、国際連盟技術担当官ライヒマン（L. Rajchman）と呼応して、国際連盟の対中国技術援助を推進しようとしていた。国民党政府内の「親日派」との協調による日中関係改善を基本方針にしていた日本政府・外務省は、ライヒマンの中国派遣に反対する。このとき、石井は、ロンドン世界経済会議中に、国際連盟事務総長アヴェノル（J. Avenol）に対して「多年の友人」として意見交換を行い、ライヒマン派遣について強い警戒を促した。日米接近を計りながら、中国と連盟の接近を牽制しようとしたわけである。

また、石井は1933年4月15日の日記で、南次郎陸軍大将から「亜細亜議会」設置について意見を求められたが、それは「英米アングロサクソン接近を招致する」から、民間有志の文化事業に範囲を制限した方がよいと意見したと記している⁷⁶。石井はアジア主義的方向には批判的であるが、米英接近を警戒しつつ、日米接近を測ろうとしてい

たのである。

石井は、1935年に「恒久的日米同盟の実例」と題する小文を書いている。第一次世界大戦中の1915年2月に地中海岸のマントン訪問時に、米国人動物学者のアレン博士と野村という動物学者の共同研究を見聞した話であるが、「日米問題が紛糾する毎に」この場面を回想すると述べるほどに、石井は親米傾向を強めていた⁷⁷。

（2）領土並びに資源再分配問題—近衛文麿と石井

石井が対米協調へシフトする傾向を強めたのが、日本に同情的な意見を示した、W. ウィルソン元大統領の顧問であったハウス大佐の論文「国際ニュー・ディールの必要⁷⁸」（『リバティ』、1935年9月5日号）である⁷⁹。論文の発表時期は、イタリア軍のエチオピア侵攻（1935年10月3日）直前にあたる。

ハウスは、「イタリアは拡大しなければ爆発する」というムッソリーニの言葉はドイツにも日本にも当てはまることで、これらの国はその人口を養い、必需品と原料を確保する必要に迫られており、日本は狭隘な領域内の過剰人口のはけ口を求めていると言う。社会的平和が資本主義システムの調整を必要とするように、国際平和は「ドラスティックな再調整を抜きにしては」達成できない。英仏露米が、世界の植民地資源の適切な分け前を与えられるべきだという日独伊の主張を受け入れねば、世界はカオスと破局を免れえないであろう。

こうしてハウスは植民地資源の再配分論を展開するのであるが、それは日本のなかの国際協調派（牧野伸顕等重臣リベラル）を支援するという文

⁷⁴ 以上、昭和8年5月26日、在米国出淵大使より内田外務大臣宛（電報）、前掲、110文書。

⁷⁵ 井上寿一、前掲書、85頁。

⁷⁶ 「石井子爵日記 連載第六回」（『国際問題』（72）、1966年）、60頁。

⁷⁷ 石井菊次郎「恒久的日米同盟の実例」（『国際知識』第15巻第1号、1935年3月）、40頁。なお、原田熊雄述『西園寺公と政局』（第8巻、106頁）には、1939年11月の野村・グルー会談を前にして、ルーズヴェルト大統領から石井をよこしてくれという話があったようである。

⁷⁸ Colonel Edward Mandell House, Wanted-A New Deal among Nations, Liberty, September 5, 1935. 『国際事情』、464号、1935年、所収。

⁷⁹ ハウス論文をめぐる日本の側での反応については、庄司潤一郎「植民地再分割」と日本」（日本国際政治学会編『国際政治』第139号、2004年）を参照。

脈で書かれているとも読める。

ハウスによれば、アメリカにとって、独伊の問題以上に、日本の問題は緊要である。欧米人の多くは日本を深刻な国際的混乱の醸成者と見て、日本の指導者は日本の利益になるものであればどのような政策も追求すると考えている。国際連盟脱退にもワシントン海軍軍縮条約を更新しようとし、ないことにもそれは現れている。

しかし、ハウスはこのような見方を退け、日本人が心に描いていることは理解できるとしたうえで、日本人はそれをもたらすタイミングと方法を誤ったのだと言う。ハウスによれば、日本が極東で支配的影響力を持ちたがっていることは理解できるし、狭隘な領域内の過剰人口のはけ口を求める権利を持っている。世界には浪費されている広大な土地があるのだから、日本人がそれらを生産的にし、人類の富と幸福を増加するようにどうしてしてやらないのか。これは戦争によらずに平和的な方法でできるのではないか。

その上で、ハウスは、軍国主義者の声高な要求や他国との協調拒否等の点で日本に偏見を持っていたけれども、幾人かの日本の賢明な政治家と日本の諸問題を議論する機会があって、若干違った見方をするようになったと言う。日本には若い軍国主義者と牧野伸顕のような成熟した政治家の集団という二つの集団が存在するが、このような二つの集団の対立はアメリカを含めてどこにもある。また、最近まで、日本人の多くは平和を望み、それが軍縮によって達せられることを望んできた。このような世論は未だ多数であるし、そうであることを自分は望んでいる。もし軍国主義者達が権力を握るならば混乱は確実だが、自分は日本人の多くの醒めた判断を信頼しているし、共通の目的のために協力することもできよう。孤立化への傾向は多くの国で見られるが、問題を直視すれば国際協調あるいは国際ニューディールが必要である。

以上がハウスの主張であるが、これにいち早く反応したのは近衛文麿である。近衛は、これまで、平和をもたらす方法としては機構の問題ばかり論

じられ、戦争の原因である領土の不公平な分配と資源の偏在の問題をなおざりにしてきたのに、ハウスがこの問題を提起したことを高く評価する。

他方で、近衛は領土の現状維持を主張する国際連盟が破綻百出に陥っているのは戦争の原因という根本問題に触れなかったからだ、連盟批判を行う。第一次世界大戦は現状維持を希望する先進国と現状打破を希望する後進国との戦争であり、現状維持を希望する前者が勝利して作ったのが国際連盟である。領土の現状維持を一方的に確立しても移民の自由と通商の自由の二原則を認めてくれればよいが、日本のような後進国にはそれすら認められないのだから、領土の現状維持に疑いを差し挟まれてもそれは当然である。世界の世論と言ってもそれは英米が製造元であり、世界の大勢順応で行ってきた日本外交は改められねばならない。日本も、独伊のような率直さでもって、英米本位、現状本位の考えを脱して、「我々独自の立場、独自の見識から新しい国際平和の原則を考え出し、これを世界に向かって大胆率直に問う丈の覚悟」がなければならないのであり、ハウスのような議論は日本のような後進国から起こさねばならないと、言うのである⁸⁰。

ここではアジア主義的要素は抑制しているが、「英米本位の外交を排す」以来の近衛の議論がより急進的に展開されており、大勢順応の日本の国際協調外交を改めて、「我々独自の立場」から新しい国際平和の原則を提起するのである。後の東亜新秩序声明につながるものであろう。

アジア主義に傾斜していく近衛に対して、自由主義のジャーナリストである清沢洌は、ハウスと近衛の植民地再分割論を批判して、領土再分割ではなく自由貿易体制維持のための国際連盟を通じた原料供給管理のようなものを提案したが⁸¹、石井は、ハウスの議論を歓迎しつつ、近衛とは異な

⁸⁰ 近衛文麿「国際平和の根本問題」（『清談録』、1936年）、新版、千倉書房、2015年。

⁸¹ 清沢の議論は、清沢洌『世界再分割時代』（千倉書房、1935年）、「植民地分割論の帰結點」（『国際知識』第16巻第1号、1936年）等を参照。

る立場をとる。論説「領土分野再検討問題」の中で、「領土人口の適當なる按配が世界の真正なる平和を樹立する前提条件」であるというハウスの議論は自分も考えていたことで、1918年7月のハウスとの会談でもそのように意見していたことを追懐し、国際連盟の発足においても人種平等、移民に関する移動の自由、通商における差別待遇の廃止を主張してきたところであるという。しかし、平和機関としての国際連盟はこれらの点を放置するという、生まれながらの欠陥を孕んでいたのであり、この根本的弱点に目覚め、平和樹立の道を連盟規約の外に求めて、連盟の軌道修正を指示したのがハウスの新外交だと評価する。

だから、石井の立場は清沢の国際連盟を通じた原料資源管理とは異なる。石井が注目したのは、イギリスの外相ホーア (S.Hoare) の「原料分配論」であり、それに続くイギリスの「スウォルター等の植民地再分配論」である。そして、イギリス自治領の発展、インドの台頭、エジプトの決起、アイルランドの「反動」に対してイギリスが「驚嘆すべき大度量を以て」対処しようとしているところに着目する。

しかし、人口領土分野再検討問題は領土飽和国と領土饑渴国双方の「陰忍自省の雅量を要し、幾度か機微なる折衝を重ねずむば問題解決に近付くことすら困難である」。この折衝をなるべく「領土飽和国側より發せしめ」、平和的な変更を進めたいというのが石井の考えであり、日本のような後進国から問題提起すべきという近衛とは異なるのである。

もちろん、領土拡張を国策としてきた列国がこの方策に転換することは容易ではないが、イギリスにおけるエジプト独立承認、アイルランド独立承認、アメリカにおけるフィリピン独立承認、イタリア・エチオピア問題に際して英仏両国がその属領の一部をエチオピアに提供しようとしたことを挙げて、いずれも民族自決主義を考慮して動乱を防ごうとしたものであり、国際新外交の前途を悲観すべきではないというのが、石井の結論で

あった⁸²。

ここまでを見れば、石井にも、脱植民地化の承認に基づく新国際秩序構想があったようにも見えるかも知れないが、石井は英米が先鞭をつければ日本もそれに従って、台湾、朝鮮等植民地を解放すべきだとは言わない。あくまでも日本は領土饑渴国である。

そして、石井はこの領土再分割の議論を、国際連盟だけでなく、太平洋問題調査会で行うことを求めている⁸³。

1936年1月、日本国際協会（前国際連盟協会）への太平洋問題調査会の統合が行われるが、前年の1935年12月に、会長の石井は次のように述べていた。

「殊に我國が国際聯盟から脱退致した今日、一層我々は独り日本國際協會といはず我々日本人は遠く隔たつて居る欧米の方面よりも寧ろ注意を太平洋に注ぐべきで、此の方面は一層正確なる研究をするのが自然の使命であり寧ろ本務と思ふのであります⁸⁴」。

しかし、1936年のヨセミテ会議では、確かに平和的変更の問題が討議されているようであるが、そこでは領土問題ではなく原料供給の問題と平和機構の問題が主に議論されていた。

1937年5月の日本国際協会総会講演「領土並びに資源再分配問題」において、石井は、植民地再検討問題は「既に実行の端緒に入つたのであって、御承知の通り国際聯盟に於ては総会の議を以て委員会を設けるということになり、其の委員会も既に第一回は開かれたのである」と言う。しかし、「此の既往一年の議論を私は注意して見ると、是はまだ要諦に達して居らぬ。……アメリカ及び南洋等

⁸² 石井菊次郎「領土分野再検討問題」（『国際知識』、第16巻第6号、1936年）。

⁸³ 太平洋問題調査会については、片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究』（慶應義塾大学出版会、2003年）参照。

⁸⁴ 石井菊次郎「太平洋問題調査會との合併に付て」（『国際知識』第15巻第12号、1935年）、79-80頁。

の問題に付いての議論を見ると、天然の富源と云ふことは論じて居るが、人間の生活が営まれる土地についての考へが非常に薄い。土地の考へは外国人は日本人程敏感に持ち得ないのである⁸⁵。」

こうして、石井は領土問題の解決こそが鍵だと言う。

「今日日本は天然富源は勿論のことであるが、狭小なる日本の領土内に七阡萬、八阡萬の人が楽に生活出来ないことを實見して、其の實見の深刻味は日々と増して来ているのである。毎日我々は強盜、窃盜、自殺、投身、誠に忌はしき社会現象を新聞上で見せつけられるのは何か。是は外国にはない。日本に限っての現象である。此の現象は領土問題を解決しなければ拭ひ去ることは到底出来ない問題である⁸⁶。」

確かに身勝手な議論であるが、この頃には、小日本主義者・石橋湛山も、満蒙放棄を言うものの、台湾と朝鮮植民地の保有は自明のものとしていたし、日独伊防共協定調印（1937年11月）にあたっては、「持たざるものの同盟」に賛成していた⁸⁷ようであるから、石井だけの問題ではなく、自由主義的な国際協調派も、今日から見れば、日本を持たざる国と見て領土拡張を正当化する問題を免れていなかったと言える。

結局のところ、石井にとって、ハウス論文は、米英に日本の立場と大陸進出を理解させ、さらに列強協調による平和的な解決の可能性を示すものであっただろう。ここから石井は、持てる国・持たざる国の対立を独伊やアジア主義的方向で煽るのではなく、米英協調を基軸とした列強間の領土

調整による解決を考えたのである⁸⁸。

(3) 「支那事変」をめぐる

さて、植民地再分割が議論されている最中、1937年7月、盧溝橋事件が起こる。このとき、近衛内閣は、日本の立場を説明するため、欧米諸国に「国民使節」を派遣した。そのきっかけの一つとなったのは、アメリカで船荷積込従業員組合による対日ボイコットへの懸念が生じたことのようなのである。

石井の日記によれば、9月6日に堀内謙介外務次官が石井を訪問し、主としてイギリスへの訪問を広田弘毅外相が要請している旨を伝える⁸⁹。石井は「拳國一致軍國のため国民総動員の折柄なれば」と受諾する。ただし、高齢と病気がちであること、またチェンバレンたち昵懇の友人を近年失っているし、日英親善回復の可能性は多くないと見ていることをあけてヨーロッパ行きを渋り、4年前にルーズベルト大統領の知遇を得たアメリカを訪問したいと希望を申し出た。これに対して、堀内はアメリカには野村吉三郎大将の派遣が決まりつつあること、イギリスでは吉田茂駐英大使と独立の行動を執り得る人物が必要ということで、石井にイギリス行きを懇請する。

なお、9日には白鳥が来訪し、石井に対して、広田外相は対英策を持たず、陸軍青年将校連がイギリスの態度に憤慨しているから、広田への不満の一部の責任転嫁をされる可能性がある、だからイギリスではなくアメリカに行く方がよいとの話がある。

しばらく石井の欧米訪問は決まらない。石井は、新聞にアメリカ政界は石井渡米に好感を持っているという記事が掲載されたため、外務省が再検討しているのではないかと、あるいは軍部青年将校の

⁸⁵ 石井菊次郎「領土並びに資源再分配問題」（『外交回想断片』所収）、228頁。

⁸⁶ 同上、232頁。

⁸⁷ 「所謂『持たざる國』の連合」（『東洋経済新報』昭和12年11月13日）。なお、上田美和、前掲書、172頁。また、清沢洌に対しても外交の基本を「帝國主義諸列強の利害調整の問題」と捉え、西欧文明の優越を疑わなかったという批判がある。山本義彦『清沢洌の生涯と自由主義・平和主義』（日本図書センター、1998年）84頁。

⁸⁸ 白鳥からすると、このような石井の態度は「物質主義」的であり、「精神的」に大陸政策を基礎付け、アジアの諸民族解放を主張していた。白鳥敏夫『国際日本の地位』（三笠書房、1938年）、23頁。

⁸⁹ 「石井子爵日記 連載第七回」（『国際問題』（73）、1966年）、58頁。

一部に石井の欧米行きへの反対が起っているかのどちらかだと、推測している。15日に広田外相と面会した時の話では、後者ではなかったという感触を得ているが、石井による日英親善活動への反対が軍部青年将校に強かった可能性はある。またそのとき、目下イタリアとの防共協定締結交渉が行われているとの広田外相の外交報告について、一方が第三国と戦争となった場合に中立を守るというイタリア政府の要請は、「日英親善回復の希望と相反す」と記し、同盟国としては最も頼りにならないイタリアと協定を結ぶことは有害無益と書いている。そして22日、石井は広田に対して、第三国がイギリスのことだと見られれば、日英親善はありえなくなることを、軍部側でイタリアと結ぼうとするのは「時節柄無理なき様なれど」、イタリアが日本に援助することはありえないことを理解すれば、軍部の希望もなくなるだろうと告げている⁹⁰。

ともかくも、以上のような状況の中で派遣が決まり、石井は加瀬 俊一^{しゅんいち}を随員に指名する。後に太平洋戦争末期にジュネーブで終戦工作を行う人物である。なお、国民使節には、政友会幹事長の依頼を受けて芦田均も参加し、衆議院議員の鶴見祐輔、中野正剛、鳩山一郎は自薦で参加し、他薦とあわせて15名が参加した⁹¹。また、この前に清沢洌は、11月にロンドンで開催予定の国際ペン・クラブ理事会に日本ペン倶楽部を代表して出席するため、9月に米欧旅行に出発している。「日中戦争の弁解」という役割を期待されてのことであつた⁹²。

なお戦線拡大過程において、中国の提訴を受けて、国際連盟から九カ国条約会議の開催が提案され、11月にブリュッセルで行われることになった。

10月11日の石井の日記には、（河相達夫）情報部長談話中の「持てる國が既得権に膠着して持た

ざる國の要求に応じざれば戦争あるのみ」という発言、九カ国条約会議に関し「一昔前の古証文は無効」発言を広田外相に問いただし、情報部長の個人的意見で外務省の意見ではないこと、九カ国条約は依然有効であるとの解答を得ている⁹³。また、10月26日には白鳥が再訪し、九カ国条約脱退を主張し、反米英路線を遂行しようとしたのに対して、石井は脱退不可避の理由なしと反論したようである。ここでも石井は国際会議での審議を受け入れるべきと考えていたのである。しかし、10月下旬、日本は会議不参加を決定し、駐中国大使トラウトマンを介した日中和平を模索する。

さて、10月24日、石井は、新任のクレギー（R.Craigie）駐日イギリス大使と会見する⁹⁴。このやり取りは日記では次のようになっている。

クレギーは次のように言う。先ず、日本は世界市場競争においてダンピングを行っているが、これに対して他国が市場閉鎖の最後手段に出るのはあたりまえではないか。日本が国民生活を改善するために利潤も賃金もあげれば、製品価格も上昇し、外国市場も閉鎖という乱暴な手段に出ないのではないか。第二に、日本は経済発展を唱えながら、武力によってこれを実現しようとし、武力で中国を征服しても中国人の怨恨を買って却って通商を閉ざし、経済発展に反する結果に陥るのではないか。

これに対して、石井は次のように応じた。

第一に、日本が人口過剰を感じ始めてから40年ほどになるが、その対策のために、移民送り出しを行っても至る所門戸を閉じられ、産業を興して人口問題を解決しようとしても、世界市場の閉鎖をもって遇せられた。その結果は、毎日強窃盗、身投、入水等あらゆる形の自殺である。要するに、これらは領土面積が人口との均衡を失し、人民に生活を営む機会が与えられていないが故に起る不可避の現象である。国民生活程度を高める利益は

⁹⁰ 同上、63頁。

⁹¹ 高橋勝浩「日中開戦後の日本の対米宣伝政策」、服部龍二・土田哲夫・後藤春美編著『戦間期の東アジア国際政治』、中央大学出版部、2007年。

⁹² 上田美和、前掲書、117頁以下。

⁹³ 「石井子爵日記 連載第八回」（『国際問題』（74）、1966年）、78頁。

⁹⁴ 同上、77-78頁。

イギリスには妥当しても、日本はそれ以前に生活を営む機会を与えることが大事なのである。

第二に、日本は武力によって隣邦領土の併呑を計りこれによって経済発展を企図しているというが、今回日本は中国の挑発によってやむなく自衛手段を執ったのであり、広田外相が「我政府は領土的野心を包蔵せず」と述べた通りである。なお、欧米人は日本を軍人跋扈の国と看做しているが、これも当をえない。軍人跋扈とは元帥や将軍が個人的野心により大統領職を占めたり内閣政権を壟断しようとすることを意味するようであるが、我国で近年起っている不幸な出来事は元帥、将軍の野心によって起ったものではない。却って元帥や将軍は暴動を鎮圧しようとしている。事を起こしているのは民衆子弟から出た青年士官で、しかも、彼らは個人的野心からではなく、新時代に適応した新政策が適任者によって実施されることを望んでいるに過ぎず、それは大衆の望むところでもあるからだ。満洲事変も支那事変も挙国一致の実が現れたのは、跋扈する軍人が為したからではなく、直接動機は兎も角、動機の原因に深く大衆の意向と共鳴するものが潜在しているからである。過剰人口がすでに破裂点を突破し、国民生活の上に大なる不安と不満があり、それらが軍人活動の形によって現れているのである。満洲北支における軍人行動の出発点は、人口問題解決すなわち経済問題なのである。

明らかに石井は前年の2.26事件を念頭におきつつ、青年士官の活動を警察力または武力によって抑圧しても根本原因をなくすことはできない、内閣がなし得るのは、この新潮流に疎通の道を開き、障碍事項をなるべく平和的に調整することだというのである。石井はこの議論を10月10日に牧野伸顕にしており、賛同を得ていた⁹⁵。

石井の議論は、軍国主義化を正当化するようにみえるかも知れないが、基本はハウス論文の延長上であって、日本の過剰人口問題が根底にあるのだから、そこを理解してほしいというものであり、

⁹⁵ 牧野伸顕『牧野伸顕日記』（中央公論社、1990年）、690頁。

日本が軍人跋扈の国ではないというのは国際協調が可能な国だと言うためであろう。

もちろん、過剰人口の問題は領土拡大によってではなく、国内産業の育成と内需拡大によって解決可能であるから、石井の議論には問題がある。が、この時点では、イギリスを始め欧米諸国との協調を計るための議論でもあることも注意しておく必要がある。

こうして、石井は、10月31日に出発し、11月29日にナポリに到着する。イタリアではムッソリーニ（B.Mussolini）と会見し、日独伊三国防共協定締結を祝し、満洲国承認に礼を述べたようである。

イギリスでは12月8日にイーデン（A.Eden）外相と、9日にチェンバレン（N.Chamberlain）首相と会見し、日英協調での対応を申し入れ、クレギー駐日イギリス大使に話した内容と同様の話をしているが、支那事変を「日本の野心的政策の發現」と見る両者の見方を覆すことはできなかったようである。

その後、14日に安徽省撫湖におけるイギリス艦砲撃、米艦撃沈の報道と、蒋介石逃竄の報道をみて、石井は「余の使命も斯くて根本より覆され」と考え、日英協調ならずと見て広田外相に帰国を申し出る。このイギリス艦砲撃、米艦撃沈事件は円満に解決したとの連絡を受けるが、年が明けて1938年1月26日、近衛による「今後蔣政権を非認し之を對手とせず」声明報道を見て「余の滞歐は其意義の大半を逸したり」と、感慨を残している⁹⁶。対米英協調は失敗したのである。

この「国民政府を對手とせず」とする第一次近衛声明の後、9月には有田外相の「東亜新秩序建設」の新外交理念が提唱され、11月3日、第二次近衛声明において東亜新秩序声明が行われる。11月末の御前会議では、全中国にわたって日本の特殊権益を設定しようとする「日支関係調整方針」が決定される。

⁹⁶ 「石井子爵日記 連載第十回」（『国際問題』（76）、1966年）、72頁。

（4）日独伊三国同盟批判，日ソ中立条約，大東亜省設置批判

こうして，石井や芦田が参加した国民使節は，対英協調，対米協調の維持には効果がなかった。

その後，駐伊大使の白鳥や駐独大使の大島浩が，日独伊防共協定から日独伊三国同盟締結に向けて動き出し，1939年3月の五相会議で決定される。

石井は，日独防共協定が諮られた枢密院会議（1936年11月25日）に欠席していたが，石井の述懐では，これは同盟ではなく「警察協定」のようなものであるから賛意を表したとしている⁹⁷。このときには反ソ連＝反共産主義を優先しているわけである。また，日独伊防共協定（1937年11月6日）についても，先述のようにムッソリーニとの会談では慶賀の意を評したようである。

そして1939年2月22日の枢密院会議には満洲国とハンガリーが日独伊防共協定に参加する議定書案がかけられ，そこでも賛意を述べている⁹⁸。このとき，陸軍が日独伊三国同盟を積極的に推進し，外務省も大筋了承，海軍は反対との情報を得て，外務省に自分の意見を伝えるため翌日沢田廉蔵外務次官に託したのが「国際同盟続稿」（1939年2月15日作成）である。そこでは，自力自衛を国防の基本原則とする立場から，日独伊三国同盟への動きを批判する。この頃，白鳥に対して「軽進を誡めた」ようであるが，白鳥は「石井の外交は古い」と耳を貸さなかったようである⁹⁹。

9月1日，ドイツ軍のポーランド侵攻により第二次世界大戦が起る。石井は，「昭和15年頭欧州時局所感」と題するメモにおいて，英独仏三疎みの状況で長期戦になると予測しつつ，ソ連はアメリカの参戦を望むであろうが，英独どちらが勝っても我関せずの姿勢を執ることを主張し，戦後世界を欧州の没落と日米ソ三国勢力均衡の世界とし

て展望する¹⁰⁰。

しかし，1940年9月27日日独伊三国同盟が締結される。このとき枢密院会議において，ドイツは「最も悪キ同盟国」，イタリアはマキアヴェリを生みたる国として一人反対演説を行ったのが石井であるが¹⁰¹，これはよく知られている。

そして，翌1941年4月13日，日ソ中立条約が調印される。松本俊一の述懐によれば，調印した松岡が帰国したとき，石井は「この條約はビスマルクの二重保證條約に比すべきものだ。自分は三国同盟を片輪だと思っていたが，ソ連との間にこの條約が結ばれて，はじめて完成されたことになる。このラインで，今後日英，日米の外交政策を上手にやれば，双方の條約がいずれも生きるだろう。政府はそのつもりでやってもらいたい¹⁰²」と述べたようである。石井は，4月24日の枢密院会議でも日ソ中立条約締結を三国同盟を補完するものとして賛意を表しているが¹⁰³，石井が言おうとしたのは，日英，日米の外交政策をもうまく「やってもらいたい」の部分であろう¹⁰⁴。

しかし1941年12月8日太平洋戦争が開幕され，1942年，東条英機首相は，対華新政策遂行のため，「大東亜省」の設置（11月1日）を行う。

大東亜省設置案は1938年の興亜院設置過程でも出て来たもののようであるが，大東亜戦争開始後，「大東亜共栄圏建設の国策」遂行のため，中国や東南アジアの占領地における一般政務を統括することを目的として設置された。これは，「外政の一元化」を主張する外務省から強い批判を浴び，

¹⁰⁰ 石井菊次郎「昭和十五年頭歐洲時局所感」（『外交随想』所収）。

¹⁰¹ 枢密院会議，日独伊三國條約關係1件，1940年9月26日（JACAR. Ref. B04013490300）。

¹⁰² 松本俊一「思い出の名外交官」（『文芸春秋』，1957年4月）238頁。

¹⁰³ 枢密院会議，「大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間中立條約御批准ノ件」1941年4月24日（JACAR. Ref. A03033795600）。

¹⁰⁴ 5月2日の国際協會通常總會講演（「超非常時局所感」，『國際知識及評論』第21卷第6号，1941年）では，ルーズベルト政権により歐洲戦への参戦準備が進められていると分析しつつ，この流れが米国民の民意によって覆ることの期待とともに，外交の困難増という世界的状況への危惧を表明している。

⁹⁷ 石井菊次郎「国際同盟続稿 附録」，『外交随想』，226頁。

⁹⁸ 枢密院会議，大東亜省官制，1939年2月22日（JACAR. Ref. A03033776500）。

⁹⁹ 石井菊次郎「国際同盟続稿 附録」，前掲，226頁。

9月1日、早期終戦を考えていた東郷茂徳外相の辞職を引き起こしたものである。

石井は枢密院会議で、中華民国やタイのような独立国からも植民地拡大を企図していると憶測されるから大東亜省の名称を変更すること、外交は従前通りすべて外務省の所管にすることを主張し、最後まで不賛成を表明した¹⁰⁵。

結びにかえて

石井は、満州事変の展開、満州国建国には基本的に反対であったけれども、満州国建国が既成事実化され、日本対国際連盟の構図が確固としてくるなかで、事変を自衛権によって正当化し、満洲国承認を正当化する行動を行うようになった。しかし、国際連盟外交を牽引してきた石井は、確かに最終局面では国際連盟を小国によって支配されていると批判したが、事変を契機に現状打破外交に転換する外務省革新派を牽制しつつ、両立困難になった満蒙特殊権益の護持と国際連盟脱退回避という二つの基本方針を模索し続けた。

日本の国際連盟脱退後、石井は対米協調にシフトし、日本の孤立化を回避しようとした。そして、日本のリベラル派に好意的なハウス大佐の植民地再分割論に呼応して、国際関係の平和的変更を構想しようとした。それは、脱植民地化ではなく、人口過剰・領土不足問題を解決するために、植民地の維持拡大と帝国主義諸国間での再配分を図るというものであったが、アジア主義的方向ではなく、米英の親日派との連携において植民地再分割戦争の回避を図るものであった。

日中戦争の勃発以後も、石井は広田外相の依頼を受けて対英協調を模索したが、その挫折後も、日独伊三国同盟批判、大東亜省設置批判を行い、日本陸軍・外務省革新派に抗して、政治的自由主義と国際協調を守り抜こうとした。

石井には状況追従的、現状維持的等々の限界はあったことも否定しようがないが、それでも軍部・

外務省革新派やアジア主義には抵抗しつつ、外交の自律を守り戦後再建を担う他の外交官出身の政治家たちに連なる流れを支えるべく苦闘したこともまた無視できないように思われる。

〔付記〕本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)「石井菊次郎の国際連盟外交と日仏外交」（課題番号18K01460）の助成を受けたものである。

¹⁰⁵ 枢密院会議、大東亜省官制、1942年10月28（JACAR. Ref.A03033806263）。

Ishii Kikujirō's Diplomatic Behavior in the 1930s

KITAGAWA Tadaaki

(Asian Cultures, Cultural Systems Course)

After retiring from the Ministry of Foreign Affairs, Ishii Kikujirō assumed office as Privy Counsellor in 1929. Nish has pointed out that Ishii became increasingly conservative in his diplomatic behavior throughout the 1930s. I will argue, on the contrary, that Ishii continued as a liberal senior statesman. The purpose of this paper is to track the record of his diplomatic actions as a liberal inter-cooperationist.

I examine first his diplomatic speeches and editorials during the Manchurian Incident period. Ishii initially was against the incident, the construction of the Manchukuo state and the Japanese withdrawal from the League of Nations. Eventually, however, he came to justify all three. I examine the reasons for his justification.

I examine next the processes involved in the collapse of Franco-Japanese relations during the Manchurian Incident. This collapse is important, as it effected Ishii's views on Japanese foreign policy after its withdrawal from the League of Nations.

Finally, I will look at Ishii's diplomatic actions as a pro-American after the Manchurian Incident and as a critic of the Japanese army and the ultranationalists. This reveals Ishii's continued maintenance of his position as a liberal, cooperationist senior statesman..